

DISCLOSURE REPORT **2026**



目 次

I.	ごあいさつ	1
II.	経営方針	
1.	経営基本理念	2
2.	基本方針	2
III.	概況及び組織に関する事項	
1.	業務の運営の組織	
◆	組織機構図	3
◆	組合員数及びその増減	4
◆	出資口数及びその増減	4
◆	組合員組織の概況	5
◆	地区一覧	5
◆	職員数	5
2.	理事及び監事の氏名及び役職名	
◆	役員一覧	6
3.	事業所の名称及び所在地	
◆	店舗一覧	7
IV.	主要な業務の内容	
1.	全般的な概況〔取組みとその結果実績及び対処すべき課題〕	8
2.	各事業の概況〔活動・実績〕	
◆	信用事業	10
◆	共済事業	13
◆	農業・生活関連事業	14
V.	事業活動に関する事項	
1.	事業活動のトピックス	16
2.	農業振興活動	18
3.	地域貢献情報	18
4.	情報提供活動	19
5.	リスク管理の状況	
◆	リスク管理体制	20
◆	法令遵守体制	22
◆	金融ADR制度への対応	25
◆	金融商品の勧誘方針	26
◆	個人情報の取扱い方針	27
◆	内部監査体制	28

6. 自己資本の状況	
◆ 自己資本比率の状況	29
◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実	29
VI. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
1. 決算の状況	
◆ 貸借対照表	30
◆ 損益計算書	31
◆ 注記表	32
◆ 剰余金処分計算書	55
2. 計算書類の正確性等にかかる確認	56
3. 会計監査人の監査	57
4. 最近の5事業年度の主要な経営指標	57
5. 利益総括表	58
6. 資金運用収支の内訳	58
7. 受取・支払利息の増減額	59
8. 自己資本の充実の状況	60
VII. 直近2事業年度における事業の実績	
1. 信用事業	
◆ 貯金に関する指標	78
◆ 貸出金に関する指標	79
◆ 為替	83
◆ 有価証券に関する指標	84
◆ 有価証券の時価情報等	85
2. 共済事業	87
3. 農業・生活関連事業	89
VIII. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標	
1. 利益率	90
2. 貯貸率・貯証率	90
3. 職員一人当たり指標	91
4. 一店舗当たり指標	91
IX. 役員等の報酬体系	
1. 役員	91
2. 職員等	92
3. その他	92

I ごあいさつ



多くの組合員、利用者の皆様の深いご理解・ご支援・ご協力により事業運営、体制整備が一步一步前進しているところであります。心からお礼申し上げます。さて、農業及びＪＡグループを巡る情勢は、農業の担い手不足に加え、異常気象による猛暑等がつづき、農業の経営継続への影響も懸念される状況が続いております。米については、価格高騰が続いていましたが、今年になり、価格下落傾向が続いています。引き続き、主食を預かるＪＡグループとして、年間を通して消費者の方々に、安全・安心な農作物を安定的に届けるという使命を果たせるよう、今後も努めてまいります。

一方世界を見ますと、終息が見えないウクライナ問題やアメリカとイランの紛争により、燃料をはじめ食料や原材料等多岐にわたる価格高騰を招き、国民生活に大きな影響を与えるとともに、生産資材や肥料、燃料の高騰は農業者の生活にも大きな影響を及ぼしています。

当ＪＡにおいて令和７年度は、相談機能の充実とサービスの向上を目指し、豊津支店と勝山支店の統合を行い、新しくみやこ支店として旧勝山支店で営業を開始いたしました。更に、みやこ支店につきましては、令和８年８月の完成を目指して、新築工事を進めており、新しい店舗完成後に移転する計画です。直売所については、勝山「採れたて市場」を改修し、京築恵みの郷「みやこ店」としてリニューアルオープンいたしました。今後も消費者との交流拠点として、選ばれる直売所を目指してまいります。また、行橋育苗センター硬化場の整備を行いました。

更なる事業再編として金融店舗では、令和８年４月より基幹支店と一般支店に分けた業務体制とし、行橋南支店・苅田支店・犀川支店は、信用事業に特化した店舗となり組合員、利用者の皆様には、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。人員削減による余剰人員にて、融資体制と渉外体制の強化及び人材育成の実現に取り組んでまいります。また、農業関連施設の再編・整備として、カントリーエレベーターやライスセンターの施設老朽化に伴う更新を協議しており、まずは、天生田カントリーエレベーターの更新について、みやこ町のライスセンターも含め、行政と協議して進めております。当ＪＡが今後も地域に必要とされ、存続するための取り組みであり、まず収益構造の改善を図り、「第５次中期経営計画」及び「第３次京築地域農業振興計画」の実現に向けて、役職員一体となった対話活動を展開し、皆様の声を聴き、経営に反映していく運営努力を行ってまいります。

さて、令和７年度決算につきましては、急激な金利上昇の影響により、当ＪＡが低金利時代から保有している国債等
有価証券の時価額が５０％程度下落しており、下落した評価額部分について信用費用に計上いたしました。それにより、事業損失は６億９，５３６万円、当期損失金は６億６，７２３万円となりましたが、当期末処分剰余金は１７３万円計上することが出来ました。厳しい決算となりましたが、令和７年度でマイナス部分を整理し、令和８年度以降の事業運営を確実に黒字転換させ、立て直す計画で取り組んでまいります。

代表理事組合長 田中 英明

Ⅱ 経営方針

1. 経営基本理念

**私たちは、京築地域の「農」を育む活動を通じて、
「食」にこだわり、組合員・地域に笑顔と元気を発信します。**

[行 動 指 針]

1. お客様には誠意をもって、迅速・正確・丁寧・親切・公平に対応します。
2. J A を代表していることを認識し責任をもって行動します。
3. 組合員・利用者に信頼と満足を提供できる専門知識を身につけます。
4. 健康に注意し、職員相互の融和をはかり、明るい職場をつくります。
5. 報告、連絡、相談を励行します。

2. 基本方針

持続可能な経営基盤の確立・強化をめざし「持続可能な収益性」や「将来にわたる健全性」を確保するためのシミュレーションを踏まえた経営判断を行うとともに、コンプライアンス態勢の強化及び不祥事未然防止の更なる取り組みを含めた内部統制の強化を図りながら、3つの基本目標を中心として以下の実践事項を柱に取り組みます。

- 地産地消の強化への取り組みとコスト低減による「農業者の所得増大」
- 出向く活動等を通じた多様な経営体への支援による「農業生産の拡大」
- J A 地域密着活動及び相談機能の拡充による「地域の活性化」
- 事業所再編・機能充実及び収支改善による J A 経営基盤の確立・強化

「地域に必要とされる J A」であり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化を図るとともに組合員との徹底した対話を通じ、「不断の自己改革」に取り組みます。

◆営農・経済事業部門

米については、土づくりを再認識し、気象変動に左右されにくい米づくりの推進を行うとともに、SNSを活用した生育情報、病虫害防除など適時かつ的確な情報発信を行います。

園芸については、園芸統括センターの充実を図るとともに、専門指導員の育成強化を行います。また、販売面では県北販売コントロールセンターとの連携による新規販売先の開拓、契約取引拡充等販売力強化に努めます。

産直事業は、生産履歴管理システム運用による安全・安心な農産物提供を行うとともに、消費者向け SNS 発信による集客力向上、また、農産物の店舗間移送による効率的な販売及び食品ロス低減へ取り組み魅力ある店舗運営に努めます。

経済部門では、主要肥料銘柄の集約、大型規格農薬の普及拡大等による生産資材価格の引き下げを図ります。

また、予約注文書による生産資材価格の「見える化」に取り組み、組合員の所得増大の実現を目指します。

◆信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」な J A バンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼される J A を徹底的に追及した活動を展開し収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◆共済事業部門

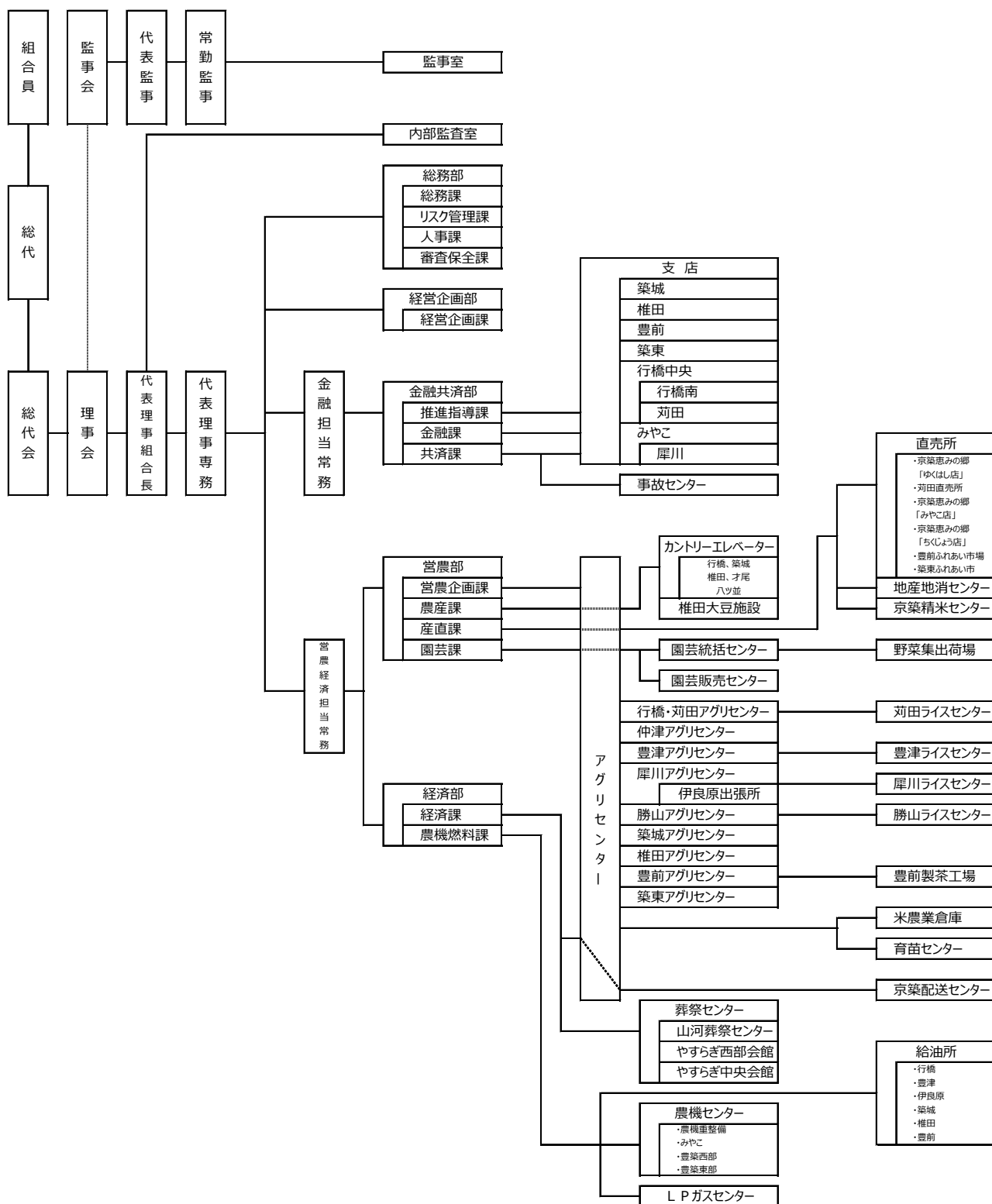
J A 共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフスタイルやライフサイクルに応じた「ひと、いえ、くるま、農業」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度 No. 1 をめざします。

Ⅲ. 概況及び組織に関する事項

1. 業務の運営の組織

◆ 組織機構図（令和8年6月30日現在）

※期中に豊津支店及び勝山支店を統合し、みやこ支店としました。支店業務の再編整備により、行橋南・苅田・犀川支店の共済業務の移管先として行橋中央支店及びみやこ支店としたことによる機構変更を行っています。採れたて市場については、リニューアルオープンにより名称を京築恵みの郷「みやこ店」に変更しております。



◆ 組合員数及びその増減

(単位：人)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
正 組 合 員	10,589	10,207	△ 382
個 人	10,479	10,089	△ 390
法 人	110	118	8
准 組 合 員	12,455	12,461	6
個 人	12,404	12,410	6
法 人	51	51	0
合 計	23,044	22,668	△ 376

◆ 出資口数及びその増減

(単位：口)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
正 組 合 員	1,741,984	1,664,007	△ 77,977
准 組 合 員	833,712	800,066	△ 33,646
小 計	2,575,696	2,464,073	△ 111,623
処分未済持分	30,874	76,122	45,248
合 計	2,606,570	2,540,195	△ 66,375

(摘 要) (1) 出資1口金額 1,000円

◆ 組合員組織の概況（令和8年3月31日現在）

（単位：人）

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
農 事 組 合	(戸数) 9,531	な 花 部 会	12
女 性 部	510	新 田 原 果 樹 部 会	84
青 壮 年 部	49	豊 津 果 樹 部 会	9
年 金 友 の 会	10,198	犀 川 果 樹 部 会	5
青色申告会（豊築地区）	383	ゆ ず 専 門 部	34
みやこ地区青色申告会	204	い ち じ く 専 門 部	15
直 売 所 部 会	1,257	行 橋 い ち じ く 部 会	24
筍 部 会	63	ハウスいちじく研究会	5
ブ ロ ッ コ リ ー 部 会	80	花 卉 部 会	56
レ タ ス 部 会	20	犀 川 花 き 部 会	10
ス イ ー ト コ ー ン 部 会	33	採 種 専 門 部 会	16
い ち ご 部 会	55	茶 部 会	6
美 夜 古 白 ね ぎ 部 会	37	イ ン シ ョ ッ プ 部 会	105
勝 山 ね ぎ 部 会	3	麦 部 会	148
夏 秋 な す 部 会	31	大 豆 部 会	78

◆ 地区一覧

行橋市・豊前市・京都郡及び築上郡一円の区域（行橋市・苅田町・みやこ町・豊前市・築上町・吉富町・上毛町）

◆ 職員数

（単位：人）

区 分		令和6年度	令和7年度		
				うち男	うち女
正 職 員 数	一般事務職員	169	166	115	51
	営農指導員	30	26	26	0
	生活指導員	1	1	0	1
	その他専門技術職員	8	7	7	0
小 計		208	200	148	52
常雇		161	175	66	109
臨時・パート		13	11	0	11
合 計		382	386	214	172

2. 理事及び監事の氏名及び役職名

◆ 役員一覧

(令和8年6月30日現在)

役職名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無	氏 名	備 考
会 長 理 事	非常勤	無	時 本 数 章	金 融 ・ 共 済 (実践的能力者)
代表理事組合長	常 勤	有	田 中 英 明	— (実践的能力者)
代表理事専務	常 勤	有	梅 田 正 規	学 経 (実践的能力者)
常 務 理 事	常 勤	無	石 丸 秀 利	学経(金融担当) (実践的能力者)
常 務 理 事	常 勤	無	堤 仁	学経(営農・経済担当) (実践的能力者)
理 事	非常勤	無	竹 本 孝 博	金 融 ・ 共 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	大 森 洋 一	金 融 ・ 共 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	村 田 成 也	営 農 ・ 経 済 (実践的能力者)
理 事	非常勤	無	田 村 桂 一	総 務 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	水 上 勝 則	総 務
理 事	非常勤	無	堤 久 英	営 農 ・ 経 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	松 蔭 悟 日 梅	総 務 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	吉 田 孝	金 融 ・ 共 済
理 事	非常勤	無	角 田 基 裕	総 務 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	穴 田 栄 一	総 務 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	我 毛 真 一	営 農 ・ 経 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	村 岡 嘉 和	営 農 ・ 経 済 (認定農業者)
理 事	非常勤	無	植 田 奈 保 子	営 農 ・ 経 済
理 事	非常勤	無	武 田 京 子	金 融 ・ 共 済
理 事	非常勤	無	井 上 美 紀 子	営 農 ・ 経 済
代 表 監 事	非常勤	無	栗 焼 憲 児	—
常 勤 監 事	常 勤	無	大 山 博 則	学 経
監 事	非常勤	無	岸 垣 公 也	—
監 事	非常勤	無	中 川 裕 次	員 外
監 事	非常勤	無	末 廣 裕 一	員 外

3. 事業所の名称及び所在地

◆店舗一覧

(令和8年6月30日現在)

店舗名	住 所	電話番号	A T M 設置台数
総務金融本店	豊前市大字荒堀500	0979-82-5555	
営農経済本部	行橋市中央1-2-13	0930-24-2611	
築城支店	築上郡築上町大字築城1177-1	0930-52-0004	1台
椎田支店	築上郡築上町大字椎田920-1	0930-56-0123	1台
豊前支店	豊前市大字吉木991-5	0979-82-8716	1台
築東支店	築上郡上毛町大字垂水1329-1	0979-72-2010	1台
行橋中央支店	行橋市西宮市5-11-1	0930-23-2132	1台
行橋南支店	行橋市大字今井1269-1	0930-22-1002	1台
苅田支店	京都郡苅田町京町2-4-1	093-436-1031	1台
犀川支店	京都郡みやこ町犀川本庄470-1	0930-42-0007	1台
みやこ支店	京都郡みやこ町勝山上田934-3	0930-32-2611	

店舗外C D・A T M設置台数 7台

◇店舗外A T M設置場所

(令和8年6月30日現在)

設 置 場 所		台 数
総務金融本店	豊前市大字荒堀500	1台
旧豊前南部支店	豊前市大字薬師寺62-1	1台
旧吉富支店	築上郡吉富町大字広津237-2	1台
旧長峡支店	行橋市大字中津熊481-3	1台
旧中京支店	行橋市大字下稗田322	1台
旧豊津支店	京都郡みやこ町国分231	1台
勝山アグリセンター	京都郡みやこ町勝山箕田1302	1台

IV. 主要な業務の内容

1. 全般的な概況〔 取組みとその結果・実績及び対処すべき課題 〕

① 業 況

令和 7 年度は、度重なる物価高騰に見舞われ、肥料・農薬・燃油等あらゆる資材が値上がりし農業経営に多大なる負担を強いられました。そのような中、米価格が過去最高額を更新したように、当組合でも米集荷に注力するため過去最高額の概算金を提示し、農家組合員の理解により 9 5 , 7 9 1 . 5 俵の集荷実績となり、前年を大きく上回りました。

また、令和 8 年 3 月 2 3 日から豊津支店及び勝山支店を統合し、みやこ支店として旧勝山支店にて業務を開始しました。現在、みやこ支店新店舗を建設中であり、令和 8 年 8 月を目途に移転・営業開始を目指しています。

更には、持続可能な J A 経営基盤の確立・強化に向けて、支店業務の再編整備を検討してまいりました。行橋南支店・荻田支店・犀川支店の共済業務のみを基幹支店に移管し、信用業務に特化することで、成長戦略部門強化による金融共済事業収益の改善及び要員数を見直し指導体制構築による人材育成・営業力強化を図る体制を令和 8 年度から開始します。

農業関連施設においても、1 2 万枚超を供給している行橋育苗センターは作業の一部を水田にて行っており、労働環境が非常に悪く雇用者確保が難しい状況であるため硬化場のアスファルト舗装を行い、今後も継続して安定的に水稻苗を供給できる環境を整えました。

また、経営面において、政策金利の利上げや円安、政府与党の掲げる「責任ある積極財政」政策、イラン紛争等の様々な影響もあり、保有している有価証券（国債・地方債・公社債）が毀損する事態が生じており、令和 8 年度以降の J A 経営安定化のため約 8 億 4 千万円の有価証券の減損損失を計上した結果、事業利益が赤字となりました。

このような状況の中、令和 7 年度の財務状況は、自己資本比率 1 1 . 3 7 %、固定比率 1 0 8 . 3 0 %、損益面では、事業損失 6 億 9 , 5 3 6 万円、当期損失金 6 億 6 , 7 2 3 万円となりましたが、目的積立金等取崩を行い、当期末処分剰余金 1 7 3 万円を確保いたしました。

なお、主な事業活動と成果については、次のとおりです。

② 令和7年度 主要事業実績

(単位：百万円、Pt、%)

事業項目		計画	実績	達成率
販売	販売品販売高	5,509	6,028	109.4
	米	1,700	2,551	150.0
	飼料用米	53	63	119.3
	麦	380	188	49.4
	大豆	25	35	138.2
	野菜類	592	494	83.3
	果樹類	176	158	89.6
	花卉類	30	24	80.1
	種子(水稻・麦)	50	79	157.9
	直売所	2,503	2,437	97.3
貯金	期末残高	146,100	144,350	98.8
融資	期末残高	15,500	17,525	113.0
共済	長期共済新契約Pt	1,900,000 Pt	1,973,972 Pt	103.8
	長期共済期末保有Pt	12,100,000 Pt	11,998,475 Pt	99.1
	自動車共済件数	18,400件	18,268件	99.2
	自賠責契約件数	10,000件	11,779件	117.7
	傷害共済件数	10,050件	9,638件	95.9
購買	購買品供給高	3,250	3,313	101.9
	生産資材	1,430	1,501	104.9
	生活資材	95	73	76.9
	農業機械・車両	425	483	113.6
	燃料	1,300	1,256	96.6
葬祭	葬祭取扱高	425	378	89.0

◆ 対処すべき重要な課題

(1) コンプライアンス・プログラムに基づく不祥事未然防止の取り組み

当JAにおいて、不祥事未然防止は最も重要な取り組みとしており、ガバナンス、内部統制機能強化、コンプライアンス意識の醸成及びコンプライアンス違反を許さない職場風土の構築を目指してまいります。

具体的な取り組みとして、業務の健全性、適切性を確保するため内部統制基本方針の更なる周知を図り、全役職員に配付しているコンプライアンス・マニュアルを活用した職員ミーティングを実施し、不祥事未然防止を図ります。また、コンプライアンス・プログラムの進捗管理を徹底し、新たな対策や見直しが必要になれば適宜変更いたします。

こうしたPDCAサイクルを基に、不祥事未然防止の取り組みを高度化してまいります。

（２） 自己改革に関する取り組み

当JAは、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向け、JA事業を展開しています。地域に必要とされるJAであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化を図るとともに、組合員との徹底した対話を通じ、「不断の自己改革」に取り組めます。

2. 各事業の概況〔 活動・実績 〕

◆ 信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

令和7年度は、「組合員・地域から必要とされる金融機関」の実現に向け、組合員・地域住民への訪問活動と各種相談対応に取り組み、年金友の会322名の方が新規会員となり総会員10,198名となりました。

貯金については、金利上乘せ定期貯金の獲得に努め、令和7年度末で総貯金残高1,443億5,049万円となりました。

また、貸出金は、融資エリアマネージャーによる訪問活動を強化し、住宅ローンで新規実行件数69件・実行額25億7,450万円となり伸長率で県下1位、農業関連資金については、営農経済部門職員との同行訪問により、実行件数66件・実行額2億4,627万円となり総貸出金残高175億2,501万円となりました。

◇ 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期貯金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

（令和8年6月末現在）

種 類	お預入期間	お預入額	特 徴
総 合 口 座	出し入れ自由	1円以上	給与、年金等の受取り、公共料金等のお支払い、自動融資での借入れなど大変便利な口座です。
スーパー定期貯金	1、2、3、6ヶ月、 1年～10年	1円以上	預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回り商品（安全有利）です。総合口座にセットすれば自動融資が利用できます。
期日指定定期貯金	最長3年 （内据置1年）	1円以上～ 300万円未満	据置期間経過後は、1ヶ月以上前に指定することにより、自由に期日を設定でき、元金の一部支払もできます。（個人のみ）
変動金利定期貯金	1年～3年	1円以上	預け入れた定額貯金の金利が、金融情勢にあわせて半年に一度見直しされる商品です。マネープランの幅が広がります。
定 期 積 金	6ヶ月～10年	1,000円以上	目的に合わせた資金計画が無理なくできる商品です。

上記一覧表は概略であり、詳細については最寄りの窓口でお尋ね下さい。

◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

貸出金残高（令和8年3月末）

（単位：百万円）

組合員等	地方公共団体等	その他	計
15,184	1,845	496	17,525

貸出商品一覧表（令和8年6月末現在）

資金名		用途	貸出先	貸出限度	貸出期間
手形貸付	貯金（定期積金含む）担保貸付	特に定めない	貯金契約者	担保として質入れされた貯金額の範囲	当該貯金の満期日以内で1年以内
	共済担保貸付	同上	共済契約のある個人	貸付可能額の範囲	6ヶ月以内で共済契約期限以内
証書貸付	住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・借り換え等	組合員（個人）	10万円以上20,000万円以内	3年以上50年以内（協会型）
	リフォームローン	住宅の増改築等（住宅に附帯する設備・施設等）	同上	1,500万円以内	20年以内（協会型）
	多目的ローン	生活に必要とする資金	同上	500万円以内	10年以内（協会型）
	フリーローン	特に定めない	個人	10万円以上500万円以内	6ヶ月以上15年以内（九総信型）
	教育ローン	就学子弟の学費等	組合員（個人）	1,000万円以内	15年以内（協会型）
	マイカーローン	自動車購入等	同上	1,000万円以内	15年以内（協会型）
	農機ハウスローン	農機具購入等資金	同上	1,500万円以内	15年以内
	営農資金	農業関連施設等の取得資金	組合員（法人等含む）	所要資金の範囲内（協会型）	25年以内
貸越	担い手育成支援資金・生活改善資金・農業外事業資金・一般資金等	詳細は最寄りの窓口でお尋ね下さい	同左	同左	同左
	営農ローン	営農に必要な運転資金	組合員（個人）	300万円以内	1年（1年更新）
	カードローン	特に定めない	個人	同上	同上

（注1）上記一覧表は概略であり、詳細については最寄りの窓口でお尋ねください。

◇為替業務

全国のＪＡ・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこ金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

■振込手数料

(単位：円)

項 目			自店宛	本支店宛	県内系統宛	県外系統宛	他行宛
窓 口	テレ振込	3万円未満	110 ※1・※2	220 ※1	330	330	605
		3万円以上	220 ※1・※2	440 ※1	550	550	770
	文書振込	3万円未満	—	220 ※1	220	220	440
		3万円以上	—	440 ※1	440	440	660
自動化機器 ※3		3万円未満	無料	110	110	110	330
		3万円以上	無料	220	220	220	550
JAネット バンキング		3万円未満	無料	無料	110	220	330
		3万円以上	無料	無料	220	330	440

※1. 相続での自店・本支店振込は無料。

※2. 窓口での自店振込で組合員である個人の方は無料。

※3. JAグループキャッシュカード利用時。

(注1) 詳細については最寄りの窓口でお尋ねください。

■手形・小切手・手数料

(単位：円)

項 目		手数料
代金取立	電子交換取立（１通）	880 ※1
	個別取立 （１通）	1,100 ※2
組 戻	振込・送金・取立手形・その他	1,100
	不渡手形返却料	
	取立手形店頭呈示料 ※3	

※1. 小切手・手形による通帳へのご入金等についても、代金取立手数料の対象となります。

※2. 貯金証書、貯金通帳および電子交換取立へ持出できない証券類が対象となります。

※3. 1,100円を超える取立費用を要する場合は、その実費を申し受けます。

(注1) 詳細については最寄りの窓口でお尋ねください。

◇サービス・その他

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◆共済事業

ＪＡの共済事業は、相互扶助（助け合い）の精神を理念とし、常に組合員・利用者の信頼と期待に応え、「安心」と「満足」を提供します。

ＪＡ共済は、最良の保障・価格・サービスによる「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の提供を通じて、組合員・利用者の豊かな生活づくりに努めます。

ＪＡ共済は、事業活動の積極的な取り組みを通じて、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献します。地域における組合員・利用者の保障充足と将来にわたる事業基盤の維持・拡大に向け、地域特性に応じたエリア戦略を展開し、３Ｑ活動等を通じた組合員・利用者との面談強化及び、これまでの一斉推進体制を大きく刷新し、情報提供制度によるお客様意向に寄り添った保障提案型推進の定着に取り組みました。

この結果、長期共済新契約を１９７万ポイント挙績することができ、保有ポイントについては、建物更生共済や医療共済の保障見直しなどにより期末保有１，１９９万ポイントとなりました。また、自動車共済新契約においては、１８，２６８の実績を挙績することができました。

※「推進ポイントは、共済金額等に所定の換算率を乗じて算出しております。」

種 別	保障目的の目安	特 徴
終 身 共 済	一生涯にわたる万一の保障	万一の場合にも、残されたご家族をしっかり守ります。病気や災害の保障も組み合わせやすい生涯安心プランです。
養 老 生 命 共 済	貯蓄しながら、万一のときにも備えられる保障	万一の保障や各種資金づくりにと計画でき、保障と貯蓄の両立プランです。
医 療 共 済 （ メ デ ィ ャ ル ）	先進医療にも備えられる充実の医療保障	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障プランです。一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせてお選びいただけます。
が ん 共 済	「がん」を幅広く一生涯を通じて保障	がんになっても、一生涯にわたって入院から療養まで幅広く保障する充実プランです。
特 定 重 度 疾 病 共 済 （ そ な エ ー ル ）	身近な生活習慣病のリスクに備える保障	三大疾病やその他の生活習慣病に備えられる幅広い保障プランです。
生 活 障 害 共 済 （ さ さ エ ー ル ）	働けなくなるリスクに備えられる安心の保障	病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる安心プランです。
介 護 共 済	一生涯にわたって備えられる介護保障です。	公的介護保険制度に連動して、幅広い要介護状態に対応した安心プランです。
認 知 症 共 済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障するプランです。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済 （ ラ イ フ ロ ード ）	ゆとりある老後のために増える楽しみがある老後の保障	公的年金にプラスして、老後の暮らしの生活基盤づくりにご活用いただけます。
こ ど も 共 済	かけがえのないお子さまの「育つ」と「学ぶ」を丸ごと保障	お子さまの成長に合わせて必要となる教育資金を準備しながら、お子さまや親（契約者）が万一の場合も保障する安心プランです。
建 物 更 生 共 済 （ む て き プ ラ ス ・ M Y 家 財 プ ラ ス ）	火災はもちろん、自然災害や地震にも備えられる建物や家財の保障	お住まいや、身のまわりの家財、家具など大切な財産を火災や自然災害からしっかり守り、リフォーム資金も準備できるプランです。

◆農業・生活関連事業

◇営農販売指導事業

令和7年産米の作柄は、移植後の生育は良好で、茎数は平年より多く、出穂期も平年より早かった。梅雨明けが早く、7月以降高温多照で天候に恵まれ当地域の作況単収指数は107で数年ぶりの豊作となりました。しかし、一部地域では少雨による水不足で著しい生育不良となりました。

J Aの集荷数量は、95,791.5俵（前年比140%）で、令和7年度の米販売高は、販売単価の高騰により26億1,441万円で計画を大幅に上回り、合併以降最大の販売金額となりました。

麦類については、播種時期は天候に恵まれ順調に行われましたが、播種が遅れた圃場では、気温低下と乾燥で出芽が遅れ、初期生育は不良となりました。生育期間を通して気温は平年並みで推移したが、出穂期は3月下旬の低温でやや遅れ、穂数は平年よりやや少なく、穂長は平年並みとなった。一部地域ではタデ科雑草の多発、また、九州北部の梅雨入りが5月16日と平年より極端に早かったため収穫皆無の圃場が多く大幅な収量減少に見舞われました。令和7年度麦の販売高は、販売進度の影響もあり1億8,793万円で計画を大幅に下回りました。

園芸部門の作付面積については、野菜部門の主力品目となる秋冬野菜では、いちご6.0ha、レタス20.5ha、ブロッコリー28.3haの作付面積となりました。レタスについては、契約取引の拡大により面積、生産量が大幅に増加しました。果樹・花卉部門については、いちじく（蓬莱柿）、ほおずき、ケイトウが県下1位の面積を維持することが出来ました。夏秋品目については、スイートコーンの宅配を中心に過去最高の単価となりました。秋冬品目については、主力となるいちご、レタス、ブロッコリーにおいて、新規取引先の獲得や契約取引の拡大などに努め、野菜全般単価安の中でも安定した販売を行うことが出来ました。また、県北販売コントロールセンターとの業務連携により効率的な輸送体制を図ることが出来ました。販売高については、いちごは2億6,646万円の前年比110.9%、レタス類は7,909万円の前年比108.9%、ブロッコリーは3,804万円の前年比120.7%となりました。果樹のいちじくについては、品質は良好でしたが、高温・乾燥の影響で昨年に続き小玉傾向となったものの販売単価が過去最高となったことから、1億2,778万円の前年比117.9%となりました。花卉のほおずきについては、面積減少により1,314万円の前年比87.2%となりました。

直売所については、京築地域の食の発信基地としてSNS発信によるJ A直売所ファン増大に取り組みLINE登録は前年より864名増の2,006名となりました。また、令和8年2月に勝山採れたて市場から京築恵みの郷「みやこ店」へ屋号変更し、リニューアルオープンいたしました。販売金額は直売所部門全体で前年を4,392万円上回る24億3,714万円となりました。

また、令和7年度農業振興支援策は、普通作部門で141万円、園芸部門で135万円、産直部門で389万円の延べ821名に各種助成を行いました。

◇購買事業

肥料については、原材料価格上昇と物流経費の高騰に伴う肥料情勢の厳しい中、全農の「銘柄集約による共同購入」に本年度も取り組み価格低減に努めました。

農薬については、本年度も大型規格品を取り入れ注文書に掲載し普及拡大に努め、茎葉処理除草剤のキャンペーンも実施しました。

農業機械については、7月にJ A全農主催のあぐりフェスタに参加し、2月には、みやこ農機センターで農業機械展示会を開催し、多くの農家組合員の皆様にご来場いただきました。また、大型特殊免許（農耕用）取得講座も開催しました。

給油事業については、配送人員の不足、配送車両更新経費節減のため、6月から豊築地区においても灯油・軽油の配送を外部に委託しました。

供給実績につきましては、生産資材で15億104万円となり、農業機械では4億8,289万円となりました。生活資材については、7,312万円となりました。燃料については12億5,620万円となり、購買事業全体の供給高は、33億1,326万円となりました。

そのような中、経済利用還元として大口肥料・農薬取引に対し1,116万円、肥料・農薬等生産資材への予約値引き等で7,468万円、燃料取引（A重油施設農家）に対し149万円を還元しました。

◇その他事業

葬祭事業については、葬儀の事前相談や初盆展示会、人形供養祭を開催しPRに取り組みました。利用件数は年間437件で、取扱高は3億7,835万円となりました。

女性部活動については、生米を使ったパン教室を4回、生米パン試食宣伝会を京築恵みの郷「ちくじょう店」で11回実施しました。資源再利用の取り組みとして、年間を通じてアルミ缶回収も行いました。

V. 事業活動に関する事項

1. 事業活動のトピックス

(1) 主要行事

4月

1日	人事発令
1日	新入職員入組式
17日	第9回年金友の会総会
24日	行橋いちじく部会総会
25日	新田原果樹部会総会
28日	共済代理店連絡協議会



第9回年金友の会総会

5月

8日	花卉部会総会
14日	第13回女性部通常総代会
17日	全体職員研修会・コンプライアンス責任者研修会
26日	スイートコーン部会県庁表敬訪問
27日	籾殻再資源化施設竣工式



第13回女性部通常総代会

6月

2日	スイートコーン出発式
15日	スイートコーン祭
20・21日	年金相談会
25日	ゆず専門部総会
27日	第12回通常総代会



スイートコーン出発式

7月

4日	直売所部会総代会・青壮年部総会
10日	白ねぎ部会総会
11日	いちご部会総会
19日	筍部会総会
22日	第12期「京築農業塾」開講式・レタス部会総会
25日	みやこ地区青色申告会総会
25・26日	あぐりフェスタ2025
28日	な花部会総会
29日	ブロッコリー部会総会



第12回通常総代会

8月

7日	いちじく専門部総会
9～13日	直売所「夏の大盆花販売」
19日	青色申告会（豊築地区）総会

10月

- 1日 第10回年金友の会グラウンド・ゴルフ大会
- 22日 第11回年金友の会ゴルフコンペ
- 22・23日 麦作栽培講習会



秋の収穫感謝祭

11月

- 1日 人形供養祭(やすらぎ中央会館)
- 2日 人形供養祭(山河葬祭会館)
- 5日 第27回JAバンク福岡年金友の会グラウンド・ゴルフ親善大会
- 7～29日 年金相談会
- 9～24日 直売所「秋の収穫大感謝祭」

12月

- 3・9・11日 人権研修会
- 18日 スイートコーン部会生産者退会
- 22日 第12期「京築農業塾」閉講式
- 30日 仕事納め式



人形供養祭

1月

- 5日 仕事始め式
- 16日 年金友の会新春初詣日帰り旅行(湯布院) みやこ地区
- 17日 農機初荷式
- 23日 京築地区花卉生産振興大会
- 26日 年金友の会新春初詣日帰り旅行(湯布院) 豊築地区

2月

- 1日 京築恵みの郷「みやこ店」リニューアルオープン
- 6日 相続税対策セミナー
- 19日 夏秋ナス部会総会
- 27・28日 3店合同農業機械展示会



農機出荷式

3月

- 6～23日 大型特殊(農耕用)免許取得講座
- 7～21日 直売所「春の感謝祭」
- 26・27日 大豆栽培講習会



京築恵みの郷「みやこ店」リニューアルオープン

2. 農業振興活動

1 京築地域農業振興計画に基づく農業支援強化の取組み

- ①農業振興支援策の活用により、新規栽培者、規模拡大の推進に努めました。
- ②令和7年度農業振興支援策として、普通作部門で141万円、園芸部門で135万円、産直部門で389万円の合計665万円を延べ821名に各種助成しました。

2 米、麦、大豆の生産振興取組み

- ①生育情報、病害虫発生状況などSNSを活用した適時かつ的確な情報発信に取組みました。
- ②水稻講習会、麦作振興大会、大豆栽培研修会を開催し、栽培技術向上に取組みました。

3 園芸品目の生産振興の取組み

- ①いちご県単高収益事業に継続して取組みました。
- ②レタスの契約販売取引を拡大し、出荷量の増大、所得増大に努めました。
- ③県北販売コントロールセンターと連携した共同輸送、共同販売体制による有利販売に取組みました。

4 新たな担い手の育成や農業者支援の取組み

- ①京築農業塾を開講し新規就農支援に取組みました。
- ②関係機関と連携し新規就農者相談会を開催しました。
- ③農業青色申告指導により農業経営支援に取組みました。
- ④大型特殊（農耕用）取得講座を開講しオペレーターの育成に取組みました。

5 直売所から安全安心の農産物情報発信、地場産農産物拡大の取組み

- ①残留農薬分析検査(年6回)並びに食品衛生検査に取り組み、食の安全安心に努めました。
- ②新規栽培品目講習会を開催し地場産農産物拡大に取組みました。
- ③生産履歴システム運用により、生産管理の徹底に努めました。
- ④京築恵みの郷みやこ店をリニューアルオープンし、地場産農産物販売拡大に努めました。

3. 地域貢献情報

**『私たちは、京築地域の「農」を育む活動を通じて、
「食」にこだわり、組合員・地域に笑顔と元気を発信します。』**

このJA福岡京築 経営基本理念のもと、農業の振興と地域社会の発展に貢献できるよう、さまざまな活動を行っています。これらの活動を通じて、これからも地域になくてはならないJAを目指していきます。

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

・地産地消運動の実施

安心・安全・新鮮な地元農産物を学校給食へ供給し、食を通じて地元農産物の旬がわかる取り組みを実施しています。また、管内6か所の直売所において、「食の安心・安全宣言」を掲げ、農作物を中心に地産地消運動を展開しています。

・地域の環境保全

被膜に天然物資などを配合し、被膜殻が崩壊しやすい新型肥料を推進し、海洋汚染などの環境負荷軽減に取り組んでいます。

また、農業資材のハウスビニールやマルチ類などの廃プラスチック回収事業に取り組み、CO₂排出量の削減、

リサイクルによる資源循環の促進により、農業由来のプラスチック廃棄物を適正に循環させ、環境負荷を減らすため生産者、地域全体で農業と環境保全をセットし、環境に配慮した活動を行なっています。

・食農教育への貢献

田植えや稲刈り、野菜の定植や収穫等の農作業を楽しんで体験してもらうことで、子供たちに食の大切さ・作ることの大変さ等を感じてもらうための活動を行っています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

・年金友の会

当JAを年金受取指定していただくと加入できる年金友の会では様々な催しを開催しています。

グラウンド・ゴルフ大会やゴルフコンペを通じ、会員との親睦を深めています。

・女性部

食・農・地域・仲間づくりを軸に地域の女性が集まり、地域で学び、交流しながら活動する組織です。地産地消の推進として地域の生米を使った生米パン教室や試食会を通じて食の安全や農業の大切さを伝える食農教育活動。健康の維持向上のためのグランドゴルフ、アルミ缶回収によるリサイクル活動は「エコ活動」「助け合い活動」として継続的に実施し、地域の環境保全活動にも取り組んでいます。

・京築農業塾

就農に意欲のある方や農業に興味のある方を対象に、農業の基礎を学ぶことができる農業塾を開講しています。全10講のカリキュラムで、机上の講義だけでなく実際に圃場での体験型の実習も取り入れています。

令和7年度は、受講生10名で開催しました。

4. 情報提供活動

・JA広報誌「Smile！けいちく」

組合員へ広報誌「Smile！けいちく」を毎月発行し、JA事業や地域に関するさまざまな情報を掲載するとともに、暮らしや農業に役立つ情報をお届けしています。

・ホームページ（アドレス <https://www.ja-kei.or.jp/>）

JA事業に関する各種情報やお知らせ、イベント情報、広報誌などを掲載し、組合員や地域の皆さまへ幅広い情報を提供しています。

・JA福岡京築LINE公式アカウント

JA福岡京築LINE公式アカウントでは、イベントやキャンペーン、JA事業に関するお知らせなどの新着情報を発信しています。また、ホームページや広報誌などへアクセスできるメニューを設け、情報発信の充実に努めています。



【公式LINE QRコード】

5. リスク管理の状況

◆リスク管理の体制

◇リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心して J A をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 内部統制基本方針に関する事項
- ② リスク管理態勢の確立に関する事項
- ③ リスク管理関連の諸施策に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当 J A ではマネロン等対策を重要課題の 1 つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

（１）信用リスク管理

当 J A は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査保全課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

（２）市場リスク管理

当 J A では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（３）流動性リスク管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

（５）事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

（６）システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

◆法令遵守体制（態勢）

◇コンプライアンス基本方針

当ＪＡでは、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

[コンプライアンス基本方針]

１．社会的責任と公共的使命の認識

当ＪＡのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

２．組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

３．法令やルールの厳格な遵守

農業協同組合法の遵守や、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、関連する法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な事業運営を行います。

４．反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

５．透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実に努め、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

◇令和７年度の取り組み事項

コンプライアンス意識の醸成・共有のため、役職員研修の実施及びコンプライアンス・プログラムの実践に取り組みました。

令和8年度 コンプライアンス・プログラム

【取り組み方針】

当ＪＡにおいて、不祥事未然防止の取り組み強化は重要な課題の一つである。

ひとたび不祥事が発生すれば、当ＪＡのみならず、ＪＡグループ全体の健全性・信頼性に大きな影響をおよぼす可能性があり、今後も不祥事未然防止の取り組みを進めていく。

◇令和8年度の取り組み事項

I 基本的取り組み事項

1. ガバナンス、内部統制の機能強化。
2. 不祥事発生を未然に防止するための諸施策に積極的に取り組む。
3. 各種研修会・会議を通じて、コンプライアンス意識の醸成及びコンプライアンス違反を許さない職場風土を目指す。
4. コンプライアンスに係る取り組みが確実に実践できるよう、進捗管理を徹底する。

II 具体的取り組み事項

1. 経営層（常勤役員）での取り組み

- （1）系統金融検査マニュアルにおいても求められている、業務の健全性・適切性を確保するための態勢（内部統制）の整備に係る基本方針である「内部統制基本方針」に基づき、組織全体に周知を図る。

2. 規程の策定と必要な見直し

- （1）法令等の改正に伴うコンプライアンス・マニュアルの見直し
法令等の改正があった場合には、コンプライアンス・マニュアルの内容見直しを行う。

3. 不祥事未然防止に向けた取り組み

- （1）実効性ある自主検査の実施
 - ① リスク管理担当部署は、本店所管部署と連携し、自主検査項目や頻度の見直しを行い、自ら不備事項を発見し、改善する取組を繰り返し、不祥事を未然に防ぐ態勢を構築する。
 - ② 本店所管部署は、店舗における実施内容を確認・指導し、ＪＡの組織横断的に問題を早期に発見できるよう取り組む。
- （2）連続職場離脱の100%実施
連続職場離脱実施要領に基づき、対象者に対して漏れなく実施する。
- （3）共済推進における職員に対する十分な教育の実施
共済事業における総合的な監督指針の改正に伴い、組織的要因による不必要な契約を行わないようにするため十分な教育を実施する。
- （4）人事ローテーションによる基準年数を超過する者の解消
人事ローテーション実施要領に定める基準年数を超える特例延長対象者および特殊業務従事者については、定期異動を利用して計画的な解消を図る。

（５）職員行動管理の徹底

- ① 管理職を対象に「職員行動チェックリスト」「管理者行動チェックリスト」による点検を実施し、部下の行動管理を行う。
- ② 全職員を対象に、「職員行動自主点検表」による点検を行い、自らの行動を振り返る機会を設ける。

（６）内部通報制度（全国ＪＡヘルプライン）の活用

全職員に対して、ＪＡグループ福岡の内部通報制度（全国ＪＡヘルプライン）のカードを配付して制度の周知を図り、コンプライアンス違反を見逃さない職場風土を醸成する。

（７）コンプライアンス意識の醸成

職場ミーティング及び朝礼において、当ＪＡのコンプライアンス基本方針および経営基本理念・行動指針、職員行為基準の唱和を行い、意識醸成を図る。

（８）内部監査の実施（無通告監査）

内部監査計画に基づく内部監査の実施。

４．個人情報保護法関係

（１）個人データ取扱台帳の整備と定期的な見直し

各職場単位で個人データ取扱台帳を整備する。また、個人データ取扱台帳については、年に１回、内容を見直す。

（２）個人データ管理台帳の運用周知

個人データ取扱台帳に記載された個人データの持ち出しや移送・送信等については、個人情報取扱細則に基づき、個人データ管理台帳に記載するという運用面での周知徹底を図る。

５．苦情等処理対応

（１）苦情等対応記録簿の運用

各職場においては、苦情等処理対応要領（信用・共済・信用共済除外版）に基づき、組合員等からの苦情・相談等の情報をもれなく「苦情等対応記録簿」等に記入し、所属長を経由してリスク管理担当部署に報告する。

（２）苦情等相談窓口への対応

組合員や地域利用者からの苦情・相談を真摯に受け止め、連合会と連携して適切な対応を行う。

６．コンプライアンスに係る研修計画

コンプライアンスに係る研修を以下のような内容で実施する。

以下に掲げる研修のほか、各種会議体等の中で、コンプライアンス・マニュアル等を活用してコンプライアンス意識の醸成を図る。また、法令等の改正が行われた場合には、必要に応じ研修会を開催することとする。

対象者

常勤役員（全体職員研修）	年２回	外部講師等による研修
非常勤役員（理事及び監事）	年１回	外部講師等による研修
職員（全体職員研修）	年２回	外部講師等による研修
新入職員研修	年１回	コンプライアンスの意義 コンプライアンス態勢について

Ⅲ コンプライアンスに係る監査計画

監査項目及び監査実施時期については、内部監査計画による。

Ⅳ コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底と改善

1. コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底

リスク管理担当部署は、上記取り組み事項について各部門からの報告や各部門へのモニタリング等を通じて進捗管理を行うとともに、進捗状況を半期ごとに常勤役員会及び理事会に報告し、組織全体でコンプライアンス・プログラムの履行・達成状況を確認する。

2. コンプライアンス・プログラムの見直し

自主検査の結果や内部監査・監事監査結果や監査機構監査・行政検査結果等を踏まえ、年度途中で新たな対策や既に取り組んでいる事項の大幅な見直しが必要となった場合には、適宜、コンプライアンス・プログラムの見直し・改善を行う。

Ⅴ 実施期間

令和8年4月1日から1年間を実施期間とする。

◆金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連相談受付センターとも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所（電話：03-6837-1359）

ＪＡ共済相談受付センター（電話：0120-536-093 ・ ご高齢者専用ダイヤル：0120-167-100）

当ＪＡの苦情等受付窓口（電話：0979-82-5555 月～金 9時～17時）

② 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館 （電話：092-791-1840）

福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター （電話：093-561-0360）

福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター （電話：0942-30-0144）

なお、福岡県弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）

<https://www.icia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

◆金融商品の勧誘方針

当ＪＡは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済・その他金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場にたった勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

[勧 誘 方 針]

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◆個人情報の取扱い方針

◇ 個人情報保護方針

福岡京築農業協同組合 個人情報保護方針

福岡京築農業協同組合

(平成25年4月1日制定)

(令和4年4月1日最終改定)

福岡京築農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ 情報セキュリティ基本方針

福岡京築農業協同組合 情報セキュリティ基本方針

福岡京築農業協同組合

(平成25年4月1日制定)

(平成28年1月4日改正)

福岡京築農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、JAの本店・支店・AC等すべての事業所を対象とし、不祥事未然防止、内部統制強化、事務リスク管理体制強化等に重点を置いた内部監査計画に基づき実施しており、最新の不祥事件情報による組合長特命監査を実施しております。監査結果については、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

6. 自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和８年３月末における自己資本比率は、１１．３７％となりました。

◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	福岡京築農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る 基礎項目に算入した額	２，５４０百万円 (前年度 ２，６０６百万円)

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

VI. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況

◆貸借対照表

(単位：千円)

令和6年度 令和7年度			令和6年度 令和7年度		
資 産 の 部			負 債 の 部		
1 信用事業資産	139,696,055	138,526,106	1 信用事業負債	145,476,454	144,989,924
(1) 現金	922,869	1,291,933	(1) 貯金	145,146,825	144,350,490
(2) 預金	119,613,098	115,444,518	(2) 借入金	1,917	1,105
系統預金	119,561,959	115,422,191	(3) その他の信用事業負債	327,713	638,329
系統外預金	51,138	22,326	未払費用	26,433	104,710
(3) 有価証券	4,030,255	4,013,094	その他の負債	301,280	533,619
国債	1,749,875	1,647,134	2 共済事業負債	447,300	429,682
地方債	1,924,190	2,068,620	(1) 共済資金	189,036	173,761
社債	356,190	297,340	(2) 未経過共済付加収入	258,264	255,921
(4) 貸出金	15,012,435	17,525,012	3 経済事業負債	1,214,898	1,850,896
(5) その他の信用事業資産	119,838	263,476	(1) 経済事業未払金	608,985	686,681
未収収益	109,186	254,070	(2) 経済受託債務	594,835	1,153,577
その他の資産	10,651	9,406	(3) その他の経済事業負債	11,078	10,638
(6) 貸倒引当金	△ 2,440	△ 11,928	5 雑負債	333,674	358,929
2 共済事業資産	183	159	(1) 未払法人税等	9,964	25,413
(1) その他共済事業資産	183	159	(2) 資産除去債務	5,833	5,935
3 経済事業資産	1,806,095	2,886,766	(3) その他の負債	317,877	327,581
(1) 経済事業未収金	790,094	859,039	6 諸引当金	702,699	684,165
(2) 経済受託債権	632,637	1,542,887	(1) 賞与引当金	89,929	89,317
(3) 棚卸資産	296,821	382,997	(2) 退職給付引当金	582,883	557,191
(4) 購買品	262,634	267,928	(3) 役員退職慰労引当金	29,888	37,657
その他の棚卸資産	34,187	115,068	7 再評価に係る繰延税金負債	301,739	297,257
その他の経済事業資産	88,838	104,639	負債の部合計	148,476,766	148,610,852
(5) 貸倒引当金	△ 2,296	△ 2,797	純 資 産 の 部		
4 雑資産	493,048	451,735	1 組合員資本	6,819,331	6,026,087
5 固定資産	6,247,093	6,235,476	(1) 出資金	2,606,570	2,540,195
(1) 有形固定資産	6,242,757	6,226,076	(2) 利益剰余金	4,243,635	3,562,014
建物	6,891,767	6,829,525	利益準備金	1,523,000	1,523,000
機械装置	1,850,825	1,878,046	その他利益準備金	2,720,635	2,039,014
土地	4,727,500	4,735,255	減損・会計基準変更積立金	197,000	0
建設仮勘定	0	18,280	合併15周年記念積立金	20,000	20,000
その他の有形固定資産	1,640,367	1,683,521	施設・設備の取得、改修、取壊し積立金	900,000	870,000
減価償却累計額	△ 8,867,702	△ 8,918,551	経営基盤強化積立金	210,000	0
(2) 無形固定資産	4,335	9,400	信用事業経営安定化積立金	110,000	0
その他の無形固定資産	4,335	9,400	農業振興積立金	79,000	64,000
6 外部出資	6,690,396	6,690,396	特別積立金	1,083,277	1,083,277
(1) 外部出資	6,690,396	6,690,396	当期末処分剰余金	121,359	1,737
系統出資	6,416,513	6,416,513	(うち当期損失金)	44,252	667,237
系統外出資	273,883	273,883	(3) 処分未済持分	△ 30,874	△ 76,122
7 繰延税金資産	211,291	214,970	2 評価・換算差額等	△ 151,936	368,669
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 579,071	△ 47,225
			(2) 土地再評価差額金	427,135	415,895
			純 資 産 の 部 合 計	6,667,395	6,394,756
資 産 の 部 合 計	155,144,161	155,005,608	負債および純資産の部合計	155,144,161	155,005,608

◆損益計算書

(単位：千円)

令和6年度 令和7年度			令和6年度 令和7年度		
1 事業総利益	3,058,838	2,357,122	(13) 利用事業収益	701,157	756,816
事業収益	7,452,520	7,543,204	(14) 利用事業費用	453,592	469,127
事業費用	4,393,682	5,186,082	利 用 事 業 総 利 益	247,565	287,689
(1) 信用事業収益	1,030,327	1,204,564	(15) 葬祭事業収益	436,782	378,353
資金運用収益	958,981	1,151,781	(16) 葬祭事業費用	221,897	193,998
(うち預金利息)	(624,683)	(796,580)	葬 祭 事 業 総 利 益	214,885	184,355
(うち有価証券利息)	(47,372)	(56,523)	(17) その他事業収益	10,500	9,924
(うち貸出金利息)	(181,030)	(200,168)	(18) その他事業費用	1,712	1,536
(うちその他受入利息)	(105,896)	(98,510)	そ の 他 事 業 総 利 益	8,788	8,388
役務取引等収益	36,676	40,309	(19) 指導事業収入	7,357	7,219
その他経常収益	34,670	12,474	(20) 指導事業支出	55,322	50,568
(2) 信用事業費用	139,061	1,082,507	指 導 事 業 収 支 差 額	△ 47,965	△ 43,348
資金調達費用	70,856	153,031	2 事業管理費	3,087,644	3,052,490
(うち貯金利息)	(70,740)	(152,520)	(1) 人件費	2,187,949	2,157,487
(うち給付補填備金繰入)	(71)	(484)	(2) 業務費	301,799	281,953
(うち借入金利息)	(45)	(27)	(3) 諸税負担金	80,927	75,531
役務取引等費用	9,079	8,867	(4) 施設費	509,773	532,039
その他事業直接費用	0	840,336	(5) その他事業管理費	7,196	5,480
その他経常費用	59,127	80,274	事 業 利 益	△ 28,806	△ 695,368
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(9,488)	3 事業外収益	139,484	160,852
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 2,410)	(0)	(1) 受取雑利息	4	3
信 用 事 業 総 利 益	891,265	122,057	(2) 受取出資配当金	82,778	98,712
(3) 共済事業収益	752,081	755,736	(3) 賃貸料	36,436	36,816
共済付加収入	710,548	700,564	(4) 雑収入	20,265	25,321
その他の収益	41,533	55,173	4 事業外費用	14,025	29,694
(4) 共済事業費用	40,533	44,154	(1) 支払雑利息	397	0
共済推進費	33,432	36,892	(2) 寄付金	62	107
その他の費用	7,101	7,262	(3) 雑損失	5,060	21,384
共 済 事 業 総 利 益	711,548	711,583	(4) 事業外管理費	8,506	8,203
(5) 購買事業収益	3,585,380	3,424,286	経 常 利 益	96,653	△ 564,209
購買品供給高	3,489,056	3,313,262	5 特別利益	0	29,087
購買手数料	33,880	50,025	(1) 固定資産処分益	0	15,021
修理サービス料	28,292	28,911	(2) 省工不投資促進 ・需要構造転換支援事業費補助金	0	14,067
その他の収益	34,151	32,088	6 特別損失	126,739	86,822
(6) 購買事業費用	3,013,790	2,894,515	(1) 固定資産処分損	351	3,482
購買品供給原価	2,896,450	2,775,795	(2) 固定資産圧縮損	0	14,067
購買品供給費	72,229	72,759	(3) 減損損失	103,976	46,834
修理サービス費	25,129	26,730	(4) 遊休資産等解体費	22,412	22,440
その他の費用	19,982	19,231	税 引 前 当 期 損 失	30,086	621,944
(うち貸倒引当金繰入額)	(418)	(800)	法人税、住民税及び事業税	9,497	45,103
購 買 事 業 総 利 益	571,589	529,771	法人税等調整額	4,669	190
(7) 販売事業収益	1,043,962	1,152,806	法 人 税 等 合 計	14,166	45,293
販売品販売高	661,146	753,168	当期損失金	44,252	667,237
販売手数料	345,725	359,268	当期首繰越剰余金	53,623	51,734
その他の収益	37,091	40,370	土地再評価差額金取崩額	△ 12,012	11,240
(8) 販売事業費用	590,887	603,811	減損・会計基準変更積立金取崩額	103,000	240,000
販売品販売原価	528,932	539,653	経営基盤強化積立金取崩額	0	210,000
その他の費用	61,955	64,158	信用事業経営安定化積立金取崩額	0	110,000
(うち貸倒引当金繰入額)	(△ 19)	(△ 149)	施設・設備の取得、改修、取壊し積立金取崩額	0	30,000
販 売 事 業 総 利 益	453,075	548,994	農業振興積立金取崩額	21,000	16,000
(9) 保管事業収益	16,075	13,688			
(10) 保管事業費用	4,200	3,519			
保 管 事 業 総 利 益	11,874	10,169			
(11) 加工事業収益	24,375	24,584			
(12) 加工事業費用	28,162	27,121			
加 工 事 業 総 損 失	3,787	2,537	当 期 未 処 分 剰 余 金	121,359	1,737

(注) 農業協同組合施行規則の改正に伴い、各事業の収益および費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。

令和6年度 注記表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券 （時価のあるもの）	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 （市場価格のない株式等）	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品）	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
農機具	個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（及び年金資産）の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益認識に関する事項

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 利用事業

育苗センター・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。また、カントリーエレベーター、ライスセンターを設置して、共同で利用する事業でもあり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に糶摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ その他事業

保管事業等については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 244,465,802円(繰延税金負債と相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。課税所得の見積額については、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 103,976,000円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は 3,679,114,263円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 土 地	(圧縮記帳累計額)	61,406,444円
(種類) 建 物	(圧縮記帳累計額)	2,048,105,393円
(種類) 建 物 附 属 設 備	(圧縮記帳累計額)	81,315,273円
(種類) 構 築 物	(圧縮記帳累計額)	146,702,438円
(種類) 機 械 装 置	(圧縮記帳累計額)	1,200,322,109円
(種類) 車 両 運 搬 具	(圧縮記帳累計額)	4,952,001円
(種類) 器 具 ・ 備 品	(圧縮記帳累計額)	136,310,605円
計		3,679,114,263円

2. 担保に供している資産

① 以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連等に差し入れております。

(種類) 預 金 (金額) 4,000,400,000円

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額 (金額) 121,943,064円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額 (金額) 0円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は 37,309,819円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：円）

種 類	残 高
破産更生債権及び これらに準ずる債権	4,242,206
危険債権	33,067,613
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合 計	37,309,819

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が帳簿価額との合計額を下回る金額
91,442,797円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

（1）資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、次頁のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
行 橋 南 支 店	営業用店舗	土地及び建物 他	
苅 田 支 店	営業用店舗	建物及び器具・備品 他	
豊 津 支 店	営業用店舗	土地及び建物 他	
採 れ た て 市 場	営業用店舗	土地及び建物附属設備	
豊 津 S S	営業用店舗	土地及び器具・備品 他	
椎 田 S S	営業用店舗	土地及び器具・備品	
仲 津 AC 集 荷 場	一部賃貸	土地	
旧 三 毛 門 支 店	賃貸	土地	業務外固定資産
旧 下 城 井 購 買 店 舗	遊休施設	土地	業務外固定資産
旧 角 田 出 張 所	遊休施設	土地	業務外固定資産
旧 豊 前 西 部 支 店	遊休施設	土地	業務外固定資産
旧 釀 造 工 場	遊休施設	土地	業務外固定資産
旧 東 部 支 所 前 倉 庫 敷 地	遊休施設	土地	業務外固定資産
延 永 給 油 所 跡 地	遊休施設	土地	業務外固定資産
旧 下 城 井 支 店	遊休施設	土地	業務外固定資産
旧 豊 前 南 部 支 店	遊休施設	器具・備品	業務外固定資産
旧 椎 田 ふ れ あ い 市	遊休施設	土地	業務外固定資産
旧 東 部 支 所	遊休施設	土地及び建物	業務外固定資産
旧 稲 光 農 業 倉 庫	遊休施設	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

営業用店舗については、短期的に当該店舗の業績回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、賃貸資産については業務外固定資産であること、遊休資産については将来の使用見込みが無く、土地評価額の減少がみられたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失額
行 橋 南 支 店	土地 30,312,363円、建物 他 20,047,637円
苅 田 支 店	建物 6,106,657円、器具・備品 他 9,092,343円
豊 津 支 店	土地 15,625,298円、建物 他 10,415,702円
採 れ た て 市 場	土地 1,094,201円、建物附属設備 484,799円
豊 津 S S	土地 4,515,358円、器具・備品 他 1,252,642円
椎 田 S S	土地 595,001円、器具・備品 325,999円
仲 津 AC 集 荷 場	土地 393,000円
旧 三 毛 門 支 店	土地 92,000円
旧 下 城 井 購 買 店 舗	土地 48,000円
旧 角 田 出 張 所	土地 118,000円
旧 豊 前 西 部 支 所	土地 151,000円
旧 釀 造 工 場	土地 783,000円
旧 東 部 支 所 前 倉 庫 敷 地	土地 12,000円
延 永 給 油 所 跡 地	土地 1,213,000円
旧 下 城 井 支 店	土地 220,000円
旧 豊 前 南 部 支 店	器具・備品 129,000円
旧 椎 田 ふ れ あ い 市	土地 58,000円
旧 東 部 支 所	土地 675,885円、建物 115円
旧 稲 光 農 業 倉 庫	土地 215,000円
合 計	103,976,000円

(4) 回収可能価額の算定方法

- ・ 営業用店舗の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.56%で割引いて算定しています。
- ・ 賃貸及び遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査保全課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L Mを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が2.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が388,399,626円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

科 目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	119,613,097,547	119,365,198,034	△ 247,899,513
有価証券	4,030,255,402	3,999,170,000	—
満期保有	899,365,402	868,280,000	△ 31,085,402
その他有価証券	3,130,890,000	3,130,890,000	—
貸出金	15,012,434,771		
貸倒引当金（＊１）	△ 2,439,935		
貸倒引当金控除後	15,009,994,836	15,048,050,139	38,055,303
資 産 計	138,653,347,785	138,412,418,173	△ 240,929,612
貯金	145,146,824,669	144,852,524,779	△ 294,299,890
負 債 計	145,146,824,669	144,852,524,779	△ 294,299,890

＊１：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（OvernightIndexSwap。以下「O I S」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や公社団債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	6,690,396,482円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	119,613,097,547	0	0	0	0	0
有価証券	200,000,000	200,000,000	100,000,000	100,000,000	300,000,000	3,700,000,000
満期保有目的の債券	0	0	0	0	100,000,000	800,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	200,000,000	200,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	2,900,000,000
貸出金	1,506,434,075	1,176,391,672	1,065,388,043	953,860,299	841,095,990	9,466,914,671
合 計	121,319,531,622	1,376,391,672	1,165,388,043	1,053,860,299	1,141,095,990	13,166,914,671

注1：貸出金のうち、当座貸越 257,163,306円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 2,350,021円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	135,703,440,365	3,648,601,189	4,587,843,727	399,949,094	753,938,688	53,051,606
合 計	135,703,440,365	3,648,601,189	4,587,843,727	399,949,094	753,938,688	53,051,606

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の有価証券

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
貸借対照表計上額 が取得価額又は償却 原価を超えないもの	国 債	799,365,402	△ 26,065,402
	地 方 債	100,000,000	△ 5,020,000
	社 債		0
	小 計	899,365,402	△ 31,085,402
合 計	899,365,402	868,280,000	△ 31,085,402

(2) その他有価証券

	取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差 額
貸借対照表計上額 が取得価額又は償却原価を 超えるもの	国 債	599,814,501	19,655,499
	地 方 債	802,071,832	11,158,168
	社 債	100,207,458	462,542
	小 計	1,502,093,791	31,276,209
貸借対照表計上額 が取得価額又は償却原価を 超えないもの	国 債	499,019,313	△ 167,979,313
	地 方 債	1,299,974,797	△ 289,014,797
	社 債	400,000,000	△ 144,480,000
	小 計	2,198,994,110	△ 601,474,110
合 計	3,701,087,901	3,130,890,000	△ 570,197,901

VII. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。
また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,403,827,586円
勤務費用	57,128,907円
利息費用	18,249,758円
数理計算上の差異の発生額	16,282,884円
退職給付の支払額	△ 95,897,000円
期末における退職給付債務	1,399,592,135円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	879,272,116円
期待運用収益	9,232,357円
数理計算上の差異の発生額	195,191円
特定退職金共済制度への拠出金	41,280,725円
退職給付の支払額	△ 78,206,280円
期末における年金資産	851,774,109円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,399,592,135円
特定退職金共済制度	△ 851,774,109円
未積立退職給付債務	547,818,026円
未認識数理計算上の差異	35,064,568円
退職給付引当金	582,882,594円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	57,128,907円
利息費用	18,249,758円
期待運用収益	△ 9,232,357円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 8,959,704円
合 計	57,186,604円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。	
年金保険投資	94.40%
現金及び預金	5.60%
合 計	100.00%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.30%
期待運用収益率	1.05%

※ 割引率については、複数の割引率を使用しているので、イールドカーブ等価アプローチによる単一の加重平均割引率を記載しています。

9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金 25,372,123円を拠出しています。

なお、同組合より示された当年度末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、184,521,000円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産		繰延税金負債	
退職給付引当金	165,389,133 円	全農とふくれんの合併	
賞与引当金	24,910,314 円	に係るみなし配当	△ 23,840,096 円
固定資産減損損失	129,256,831 円	資産除去債務に対応する有形固定資産	△ 461,555 円
減損損失（土地）	179,627,525 円	その他有価証券評価差額金	△ 8,873,318 円
その他有価証券評価差額金	170,818,647 円	繰延税金負債合計（B）	△ 33,174,969 円
その他	44,741,997 円		
繰延税金資産小計	714,744,447 円		
評価性引当額	△ 470,278,645 円		
繰延税金資産合計（A）	244,465,802 円		
繰延税金資産の純額（A） + （B）		211,290,833円	

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と法人税等負担率との差異については、税引前当期損失を計上しているため、内容の記載を行っていません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第31号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.7%から28.4%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は4,223,739円増加し、その他有価証券評価差額金は209,808円減少し、法人税等調整額は4,223,739円減少します。

また、再評価に係る繰延税金負債は7,405,047円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和7年度 注記表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券 （時価のあるもの）	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 （市場価格のない株式等）	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品）	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
農機具	個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

（２）賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

（３）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（及び年金資産）の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

４．収益及び費用の計上基準

（１）収益認識に関する事項

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 利用事業

育苗センター・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。また、カントリーエレベーター、ライスセンターを設置して、共同で利用する事業でもあり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に糶摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ その他事業

保管事業等については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	239,728,783円(繰延税金負債と相殺前)
--------	--------------------------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 46,834,000円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は 3,685,678,928円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 土 地	(圧縮記帳累計額)	61,406,444円
(種類) 建 物	(圧縮記帳累計額)	2,040,603,393円
(種類) 建 物 附 属 設 備	(圧縮記帳累計額)	81,315,273円
(種類) 構 築 物	(圧縮記帳累計額)	146,702,438円
(種類) 機 械 装 置	(圧縮記帳累計額)	1,201,756,074円
(種類) 車 両 運 搬 具	(圧縮記帳累計額)	4,952,001円
(種類) 器 具 ・ 備 品	(圧縮記帳累計額)	148,943,305円
計		3,685,678,928円

2. 担保に供している資産

① 以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連等に差し入れております。

(種類) 預 金	(金額) 3,000,000,000円
----------	---------------------

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額) 99,913,967円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額) 0円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は55,887,135円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：円）

種 類	残 高
破産更生債権及び これらに準ずる債権	3,179,776
危険債権	52,707,359
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合 計	55,887,135

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が帳簿価額との合計額を下回る金額
81,466,520円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

（1）資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、次頁のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧 豊 津 支 店	遊休施設	土地	
旧 勝 山 支 店	遊休施設	土地及び建物 他	
旧 採 れ た て 市 場	営業用店舗	器具備品	
旧 今 川 支 所	賃貸	土地及び建物	業務外固定資産
営 農 経 済 本 部 3 階	賃貸	土地	
旧 犀 川 給 油 所	賃貸	土地	業務外固定資産
旧 葛 城 支 所	遊休施設	土地	業務外固定資産
旧 角 田 出 張 所	遊休施設	土地	業務外固定資産
旧 西 部 支 所 事 務 所	遊休施設	土地	業務外固定資産
旧 東 部 支 所 前 倉 庫 敷 地	遊休施設	土地	業務外固定資産
旧 豊 前 南 部 支 店	遊休施設	土地及び器具備品	業務外固定資産
旧 長 峽 支 店	遊休施設	土地及び器具備品	業務外固定資産
旧 東 部 支 所	遊休施設	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

営業用店舗については、短期的に当該店舗の業績回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、賃貸資産については業務外固定資産であること、遊休資産については将来の使用見込みが無く、土地評価額の減少がみられたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：円)

場 所	減損損失額					
	土地	建物	建物附属設備	機械装置	器具備品	合計
旧 豊 津 支 店	3,328,000	-	-	-	-	3,328,000
旧 勝 山 支 店	9,598,255	18,585,871	1,005,298	13,799	7,796,777	37,000,000
旧 採 れ た て 市 場	-	-	-	-	120,000	120,000
旧 今 川 支 所	855,419	330,581	-	-	-	1,186,000
営 農 経 済 本 部 3 階	368,000	-	-	-	-	368,000
旧 犀 川 給 油 所	1,851,000	-	-	-	-	1,851,000
旧 葛 城 支 所	1,554,000	-	-	-	-	1,554,000
旧 角 田 出 張 所	58,000	-	-	-	-	58,000
旧 西 部 支 所 事 務 所	104,000	-	-	-	-	104,000
旧 東 部 支 所 前 倉 庫 敷 地	3,000	-	-	-	-	3,000
旧 豊 前 南 部 支 店	72,831	-	-	-	2,169	75,000
旧 長 峽 支 店	968,645	-	-	-	22,355	991,000
旧 東 部 支 所	196,000	-	-	-	-	196,000
合 計	18,957,150	18,916,452	1,005,298	13,799	7,941,301	46,834,000

(4) 回収可能価額の算定方法

- ・ 営業用店舗の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを0.60%で割引いて算定しています。
- ・ 賃貸及び遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査保全課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L Mを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が136,041,679円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（単位：円）

科 目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	115,444,517,625	115,121,627,421	△ 322,890,204
有価証券	4,013,094,204	3,902,620,000	—
満期保有	1,399,424,204	1,288,950,000	△ 110,474,204
その他有価証券	2,613,670,000	2,613,670,000	—
貸出金	17,525,012,369		
貸倒引当金（＊１）	△ 11,928,192		
貸倒引当金控除後	17,513,084,177	17,304,292,741	△ 208,791,436
資 産 計	136,970,696,006	136,328,540,162	△ 642,155,844
貯金	144,350,490,033	143,928,855,867	△ 421,634,166
負 債 計	144,350,490,033	143,928,855,867	△ 421,634,166

＊１：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（OvernightIndexSwap。以下「O I S」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や公社団債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	6,690,396,482円

（４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	115,444,517,625	0	0	0	0	0
有価証券	200,000,000	100,000,000	100,000,000	300,000,000	600,000,000	3,600,000,000
満期保有目的の債券	0	0	0	100,000,000	400,000,000	900,000,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	200,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000	200,000,000	2,700,000,000
貸出金	1,579,580,790	1,290,857,436	1,184,773,218	1,065,437,191	940,251,745	11,461,882,968
合 計	117,224,098,415	1,390,857,436	1,284,773,218	1,365,437,191	1,540,251,745	15,061,882,968

注1：貸出金のうち、当座貸越 212,914,255円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 2,229,021円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	134,181,392,480	4,239,930,866	4,634,147,950	599,301,610	540,756,032	154,961,095
合 計	134,181,392,480	4,239,930,866	4,634,147,950	599,301,610	540,756,032	154,961,095

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

（１）満期保有目的の有価証券

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
貸借対照表計上額 が取得価額又は償却 原価を超えないもの			
国 債	799,424,204	709,300,000	△ 90,124,204
地 方 債	600,000,000	579,650,000	△ 20,350,000
小 計	1,399,424,204	1,288,950,000	△ 110,474,204
合 計	1,399,424,204	1,288,950,000	△ 110,474,204

(2) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差 額
貸借対照表計上額が 取得価額又は償却 原価を超えるもの	国 債	299,763,036	301,140,000	1,376,964
	地 方 債	200,000,000	200,460,000	460,000
	小 計	499,763,036	501,600,000	1,836,964
貸借対照表計上額が 取得価額又は償却 原価を超えないもの	国 債	557,175,350	546,570,000	△ 10,605,350
	地 方 債	1,305,663,295	1,268,160,000	△ 37,503,295
	公 社 債	297,772,019	297,340,000	△ 432,019
	小 計	2,160,610,664	2,112,070,000	△ 48,540,664
合 計		2,660,373,700	2,613,670,000	△ 46,703,700

なお、上記差額から繰延税金負債 521,698円を差し引いた額 △47,225,398を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

2. 当年度中において減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。

当年度における減損処理額は840,335,974円（うち、その他有価証券の国債241,965,974円、地方債396,010,000円、公社債 202,360,000円）です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合で一定期間の時価の推移や発行体の財務内容等により判断しております。

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退 期首における退職給付債務	1,399,592,135円
勤務費用	57,142,295円
利息費用	18,194,691円
数理計算上の差異の発生額	△ 142,604,419円
退職給付の支払額	△ 150,058,652円
期末における退職給付債務	1,182,266,050円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

退 期首における年金資産	851,774,109円
期待運用収益	9,369,515円
数理計算上の差異の発生額	175,271円
特定退職金共済制度への拠出金	39,780,500円
退職給付の支払額	△ 123,002,410円
期末における年金資産	778,096,985円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,182,266,050円
特定退職金共済制度	△ 778,096,985円
未積立退職給付債務	404,169,065円
未認識数理計算上の差異	153,022,429円
退職給付引当金	557,191,494円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	57,142,295円
利息費用	18,194,691円
期待運用収益	△ 9,369,515円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 24,821,829円
合 計	41,145,642円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

年金保険投資	93.20%
現金及び預金	6.80%
合 計	100.00%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.90%
期待運用収益率	1.10%

※ 割引率については、複数の割引率を使用しているため、イールドカーブ等価アプローチによる単一の加重平均割引率を記載しています。

9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金 24,847,477円を拠出しています。

なお、同組合より示された当年度末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、156,812,000円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産		繰延税金負債	
退職給付引当金	158,242,384 円	全農とふくれんの合併	
賞与引当金	25,365,971 円	に係るみなし配当	△ 23,840,096 円
減価償却超過額	122,722,782 円	資産除去債務に対応する有形固定資産	△ 397,017 円
減損損失（土地）	185,011,356 円	その他有価証券評価差額金	△ 521,698 円
有価証券減損損失	238,655,417 円	繰延税金負債合計	(B) △ 24,758,811 円
その他有価証券評価差額金	13,785,548 円		
その他	43,234,648 円		
繰延税金資産小計	787,018,106 円		
評価性引当額	△ 547,289,323 円		
繰延税金資産合計	(A) 239,728,783 円		
繰延税金資産の純額 (A) + (B)		214,969,972円	

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と法人税等負担率との差異については、税引前当期損失を計上しているため、内容の記載を行っていません。

IX. 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

◆剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 当期末処分剰余金	121,358,544	1,737,189
2. 任意積立金取崩額	-	1,953,276,530
(1) 特別積立金	-	1,083,276,530
(2) 施設・設備の取得、改修、取壊し積立金	-	870,000,000
3. 剰余金処分額	69,624,356	1,860,601,593
(1) 任意積立金の積立	44,000,000	1,836,000,000
減損・会計基準変更積立金	43,000,000	500,000,000
施設・設備の取得、改修、取壊し積立金	-	300,000,000
経営基盤強化積立金	-	500,000,000
組合員利用施設等強化対策積立金	-	500,000,000
農業振興積立金	1,000,000	36,000,000
(2) 出資に対する配当金	25,624,356	24,601,593
4. 次期繰越剰余金	51,734,188	94,412,126

- (注) 1. 出資配当は、年 1 %の割合です。
2. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は下表のとおりです。(※1)
3. 今後「カントリーエバーター・ライスセンター」の再編整備等組合員利用施設を維持するための費用が多額となった場合には、該当年度の損益に多大な影響を与えることが想定されます。その影響を最小限なものとするために、「組合員利用施設等強化対策積立金」を創設し、「特別積立金」及び「施設・整備の取得、改修、取壊し積立金」全額を取り崩し、「組合員利用施設等強化対策積立金」及び「経営基盤強化積立金」をはじめとした他の積立金に積み替えます。

(※1) 目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	積立累計額 (令和8年3月31日現在)
減損・会計基準変更積立金	有価証券、固定資産等資産の減損処理及び退職給付会計等会計基準に対応することにより発生する多額な費用の発生に備えるため	500,000,000	減損損失の計上及び新たな会計等制度の改正や退職給付会計等において発生する費用が、経営に影響が大きいと判断した場合に当該支出額を限度に取り崩す	0
合併15周年記念積立金	合併15周年の記念式典等を実施するため	20,000,000	合併15周年記念式典を行う際に全額を取り崩す	20,000,000
施設・設備の取得、改修、取壊し積立金	新たに施設・設備を取得、既存施設の改善、遊休施設の取壊しのため	500,000,000	土地、施設取得・改修、施設取壊しを行った際にその費用に見合う額を取り崩す	870,000,000
経営基盤強化積立金	将来の経営環境激変に伴う財務悪化に備えるため	500,000,000	臨時的損失及び欠損金が生じた場合に、当該支出額を限度に取り崩す	0
組合員利用施設等強化対策積立金(新設)	組合員利用施設等維持のため発生する費用(減価償却費含む)が経営に影響を及ぼさないよう財務基盤の維持を図るため	800,000,000	組合員利用施設等(直売所含む)維持のため発生する費用が、経営に影響が大きいと判断した場合に当該支出額を限度に取り崩す	0
農業振興積立金	地域農業の振興を図るための支出に充てるため	200,000,000	農業振興支援を行った場合及び営農販売部門において欠損金が生じた場合に、当該支出額を限度に取り崩す	64,000,000

1. 減損・会計基準変更積立金の積立目的及び取崩基準の見直しを行ったため、変更しています。
2. 施設・設備の取得、改修、取壊し積立金と経営基盤強化積立金については、積立目標額を変更しています。

2. 計算書類の正確性等にかかる確認

経営者確認書

私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、計算書類が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月3日

福岡京築農業協同組合

代表理事組合長 田中 英明

3. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

4. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益（事業収益）	7,712	7,932	7,577	7,452	7,543
事業総利益	3,365	3,376	3,258	3,058	2,357
信用事業収益 （信用事業総利益）	1,056 (962)	1,080 (984)	1,053 (960)	1,030 (891)	1,204 (122)
共済事業収益 （共済事業総利益）	932 (888)	856 (814)	789 (741)	752 (711)	755 (711)
農業関連事業収益 （農業関連事業総利益）	7,573 (1,022)	8,175 (1,045)	8,656 (1,061)	8,310 (961)	9,250 (1,093)
生活その他事業収益 （生活その他事業総利益）	2,337 (532)	2,418 (577)	2,169 (530)	2,113 (536)	1,788 (466)
その他事業収益 （その他事業総利益）	7 (△40)	8 (△45)	12 (△35)	4 (△41)	4 (△36)
経常利益	301	376	286	96	△564
当期剰余金	148	113	202	△44	△667
出資金	2,763	2,720	2,668	2,606	2,540
（出資口数）	2,763,761	2,720,501	2,668,049	2,606,570	2,540,195
純資産額	7,277	7,115	7,072	6,667	6,394
総資産額	174,654	172,127	166,942	155,144	155,005
貯金等残高	163,963	161,284	156,637	145,146	144,350
貸出金残高	14,315	15,143	13,611	15,012	17,525
有価証券残高	4,621	3,700	3,421	4,030	4,013
剰余金配当金額	27	26	26	25	24
出資配当額	27	26	26	25	24
事業利用分量配当額	0	0	0	0	0
職員数	409	395	386	382	386
単体自己資本比率	11.19	11.19	11.28	12.89	11.37

(注) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。

「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

5. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 収 支	888	999
役 務 取 引 等 収 支	28	31
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 24	△ 908
信 用 事 業 粗 利 益	891	122
信 用 事 業 粗 利 益 率	0.61%	0.09%
事 業 粗 利 益	3,059	2,357
事 業 粗 利 益 率	1.75%	1.39%
事 業 純 益	54	△ 567
実 質 事 業 純 益	54	△ 565
コ ア 事 業 純 益	54	△ 565
コア事業純益（投資信託解約損益を除く）	54	△ 565

(注) 信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 / 信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100

事業粗利益率 = 事業粗利益 / 総資産（債務保証見返りを除く）平均残高 × 100

6. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	145,688	959	0.66	139,594	1,152	0.83
うち預金	127,662	731	0.57	118,826	895	0.75
うち有価証券	4,058	47	1.17	4,754	57	1.19
うち貸出金	13,968	181	1.30	16,014	200	1.25
資金調達勘定	152,578	71	0.05	146,591	153	0.10
うち貯金・定期積金	152,576	71	0.05	146,589	153	0.10
うち借入金	2	0	2.35	2	0	1.66
総資金利ざや	-	-	0.31	-	-	0.24

(注) 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率（資金調達利回り + 経費率）

経費率 = 信用部門の事業管理費 / 資金調達勘定（貯金・定期積立金 + 借入金）平均残高

7. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円、%)

項 目		令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息		△ 29	200
	うち貸出金	△ 27	19
	うち有価証券	4	9
	うち預金	△ 6	172
支 払 利 息		53	82
	うち貯金	53	82
	うち譲渡性貯金	0	0
	うち借入金	0	0
差引		△ 82	118

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連（又は農林中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

8. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」（P60・P61）をご参照ください。

◆自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目		令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		6,793	6,001
うち、出資金及び資本準備金の額		2,606	2,540
うち、再評価積立金の額		—	—
うち、利益剰余金の額		4,243	3,562
うち、外部流出予定額 (△)		25	24
うち、上記以外に該当するものの額 (△)		30	76
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		2	3
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額		2	3
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)		6,795	6,005
コア資本にかかる調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		4	9
うち、のれんに係るものの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		4	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		4	9
自己資本		—	—
自己資本の額（(イ)－(ロ)） (ハ)		6,791	5,995
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		51,030	52,449
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—	—
勘定間の振替分		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		1,636	269
フロア調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		52,667	52,718
自己資本比率		—	—
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）		12.89	11.37

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。
2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、J Aバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額』のことです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク （相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー 方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築越コスト（同一の取引をの相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入 及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、バーゼル規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。

用 語	内 容
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I/O ストリップス	信用補完機能を持つI/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
1 パーセンタイル値・ 99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法のことです。

◆自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)		R 0 6 年度			R 0 7 年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現金	923	0	0	1,292	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,904	0	0	1,662	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0
	国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0
	我が国の地方公共団体向け	3,546	0	0	3,891	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0
	国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体金融機構向け	200	20	800	97	10	389
	我が国の政府関係機関向け	200	20	802	101	10	402
	地方三公社向け	101	0	0	101	0	0
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	119,649	23,930	957	115,624	23,125	925
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	0	0	0	0	0	0
	カバード・ボンド向け	0	0	0	0	0	0
	法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	0	0	0	0	0	0
	(うち特定貸付債権向け)	0	0	0	0	0	0
	中堅中小企業等向け及び個人向け	997	613	25	1,100	712	28
	(うちトランザクター向け)	22	10	0	21	9	0
	不動産関連向け	3,108	1,386	55	4,615	2,258	90
	(うち自己居住用不動産等向け)	3,032	1,364	54	4,565	2,245	90
	(うち賃貸用不動産向け)	76	22	1	50	13	0
	(うち事業用不動産関連向け)	0	0	0	0	0	0
	(うちその他不動産関連向け)	0	0	0	0	0	0
	(うちADC向け)	0	0	0	0	0	0

信用リスク・アセット額 (標準的手法)		R06年度			R07年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	5	3	0	22	15	0
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0	0	0	0
	取立未済手形	10	2	0	9	2	0
	信用保証協会等による保証付	9,363	929	37	9,553	947	38
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0
	株式等	660	660	26	660	858	34
	共済約款貸付	0	0	0	0	0	0
	上記以外	14,105	23,467	623	15,142	24,503	980
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	6,030	15,074	602	6,030	15,074	603
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	211	528	21	211	527	21
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
	（うち上記以外のエクスポージャー）	7,864	7,864	315	8,902	8,902	356
	証券化	0	0	0	0	0	0
	（うちSTC要件適用分）	0	0	0	0	0	0
	（短期STC要件適用分）						
	（うち不良債権証券化適用分）						
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）						
	再証券化	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0	0	0	0
	（うちルックスルー方式）	0	0	0	0	0	0
	（うちマンドート方式）	0	0	0	0	0	0
	（うち蓋然性方式250%）	0	0	0	0	0	0
	（うち蓋然性方式400%）	0	0	0	0	0	0
	（うちフォールバック方式）	0	0	0	0	0	0

信用リスク・アセット額 (標準的手法)		R06年度			R07年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		0	0	0	0	0	0
	標準的手法を運用するエクスポージャー計						
	CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)						
	中央清算期間関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0
合計 (信用リスク・アセットの額)		154,771	51,030	2,041	153,891	52,449	2,098
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		1,636		65	269		11
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		52,667		2,107	52,719		2,109

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
オペレーショナル・リスク相当額 を 8 % で除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4 \%$	オペレーショナル・リスク相当額 を 8 % で除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4 \%$
1,636	65	269	11
BI	BIC	BI	BIC
1,091	130	179	21

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。
また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門 向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
	国内	154,771	14,540	4,611			143,486	16,849	4,071		
	国外	0	0	0			0	0	0		
	地域別残高計	154,771	14,540	4,611	0	0	143,486	16,849	4,071	0	0
	農業	129	129	0			152	152	0		
	林業	8	8	0			4	4	0		
	水産業	0	0	0			0	0	0		
	製造業	0	0	0			0	0	0		
	鉱業	0	0	0			0	0	0		
	建設・不動産業	200	0	200			101	0	101		
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0			0	0	0		
	運輸・通信業	101	0	101			100	0	100		
	金融・保険業	125,689	0	0			122,663	0	0		
	卸売・小売・飲食・サービス業	4	4	0			3	3	0		
	日本国政府・地方公共団体	4,885	575	4,310			4,504	731	3,773		
	上記以外	1,558	898	0			214	1,116	97		
	個人	13,198	12,926	0			15,018	14,777	0		
	その他	8,999	0	0			727	66	0		
	業種別残高計	154,771	14,540	4,611	0	0	143,486	16,849	4,071	0	0
	1年以下	120,077	122	201			116,030	119	201		
	1年超3年以下	818	515	301			766	561	201		
	3年超5年以下	1,397	996	401			1,868	963	904		
	5年超7年以下	1,317	813	504			1,303	1,002	301		
	7年超10年以下	3,171	2,168	1,003			3,746	2,443	1,303		
	10年超	12,107	9,906	2,201			12,896	11,734	1,161		
	期限の定めのないもの	15,884	20	0			6,877	27	0		
	残存期間別残高系	154,771	14,540	4,611	0		143,486	16,849	4,071	0	

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャー残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末残 高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	2	2	0	2	2	2	4	0	2	4
個別貸倒引当金	4	2	0	4	2	2	11	0	2	11

◇業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和6年度						令和7年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末残 高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末残 高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
	国 内	4	2	0	4	2		2	11	0	2	11	
	国 外	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	地 域 別 計	4	2	0	4	2		2	11	0	2	11	
法 人	農 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建 設 ・ 不 動 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運 輸 ・ 通 信 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金 融 ・ 保 険 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上 記 以 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個 人	4	2	0	4	2	0	2	11	0	2	11	0
業 種 別 計		4	2	0	4	2	0	2	11	0	2	11	0

◇信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト（％）	CCF・信用リスク削減		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値 F=(E/(C+D))	CCF・信用リスク削減		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値 F=(E/(C+D))		
		オン・パ ランス資	オフ・パ ランス資	オン・パ ランス資	オフ・パ ランス資		オン・パ ランス資	オフ・パ ランス資					
		A	B	C	D		E	A	B	C		D	E
現金	0	922		922		0	0	1,291		1,291		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,903		1,903		0	0	1,661		1,661		0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150												
国際決済銀行等向け	0												
我が国の地方公共団体向け	0	3,545		3,545		0	0	3,890		3,890		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150												
国際開発銀行向け	0～150												
地方公共団体金融機構向け	10～20	200		200		20	10	97		97		9	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	200		200		20	10	100		100		10	10
地方三公社向け	20	100		100		0	0	100		100		0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	20～150	119,649		119,649		23,929	20	115,623		115,623		23,124	20
（うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け）	20～150												
カバード・ボンド向け	10～100												
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	20～150												
（うち特定貸付債権向け）	20～150												
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	970	266	805	26	612	74	1,093	278	936	27	720	75
（うちトラザクター向け）	45		221		22	9	45		207		20	9	45
不動産関連向け	20～150	3,108		3,102		1,386	45	4,615		4,607		2,257	49
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	3,031		3,030		1,364	45	4,565		4,563		2,244	49
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	76		72		21	30	49		43		12	30
（うち事業用不動産関連向け）	70～150												
（うちその他不動産関連向け）	60												
（うちADC向け）	100～150												
劣後債券及びその他の資本性証券等	150												
延滞等向け（自己居住用不動産関連向け を除く。）	50～150	2		2		3	125	14	0	14	0	15	106
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに 係る延滞	100												
取立未済手形	20	9		9		1	20	9		9		1	20
信用保証協会等による保証付	0～10	9,363		9,291		929	10	9,553		9,471		947	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	10												
株式等	250～400	660		660		660	100	660		660		858	130
共済約款貸付	0												
上記以外	100～1250	14,105	0	14,105	0	23,467	166	15,142	0	15,142	0	24,503	162
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250												
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他外 部TLAC関連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー）	250～400												
（うち農林中央金庫の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー）	250	6,029		6,029		15,074	250	6,029		6,029		15,074	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャー）	250	211		211		528	250	210		210		526	250
（うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段に係るエクスポージャー）	250												
（うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポー	150												
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	7,863	0	7,863	0	7,863	100	8,901	0	8,901	0	8,901	100
証券化	-												
（うちS T C要件適用分）	-												
（短期S T C要件適用分）	0												
（うち不良債権証券化適用分）	0												
（うちSTC・不良債権証券化適用対 象外分）	-												
再証券化	-												
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク スポージャー	-												
未決済取引	-												
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額（△）	-												
合計（信用リスク・アセットの額）	-					51,030						52,449	

◇ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	0%	10%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,903								1,903	1,661								1,661
我が国の地方公共団体向け	3,545								3,545	3,890								3,890
地方公共団体金融機構向け		200							200		97							97
我が国の政府関係機関向け		200							200		100							100
地方三公社向け	100								100	100								100
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			119,649						119,649			115,623						115,623
	0%	20%	45%	75%	85%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	45%	75%	85%	100%	150%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	19	1	22	703	47	32	0	8	832	17	0	21	802	66	51		7	964
(うちトランザクター向け)				22					22			21						21
	20%	25%	30%	45%	50%	70%	100%	その他	合計	20%	25%	30%	40%	50%	70%	100%	その他	合計
不動産関連向け	196	136	611	299	294	1,099		467	3,102	215	166	717	540	596	1,938		435	4,607
(うち自己居住用不動産等向け)	196	136	539	299	294	1,099		467	3,030	215	166	673	540	596	1,938		435	4,563
(うち賃貸用不動産等向け)			72						72			43					0	43
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	250%	その他	580%	0%	10%	20%	50%	100%	150%	250%	その他	580%
現金	922								922	1,291								1,291
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)					1	1		0	2				0	12		2		14
取立未済手形			10						10			9						9
信用保証協会等による保証付		9,287						4	9,291		9,467						4	9,471
株式等							660		660							660		660

◇資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト 区分	令和 6 年度				令和 7 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	137,495			137,259	134,044			133,803
40%～70%未満	1,694	221	10%	1,714	3,075	207	10%	3,096
75%未満	704	32	10%	703	800	60	10%	802
80%未満			10%	0		0	11%	0
85%未満	47			47	66			66
90%～100%未満	33		17%	33	64	0	10%	63
105%～130%未満			0%					
150%未満	1		0%	1	2			2
250%未満	660		0%	660	660			660
400%未満			0%					
1250%未満			0%					
その他	2	13	10%	3	1	10	10%	2
合 計	140,903	267	10%	140,420	138,712	278	10%	138,494

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポート・エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポート・エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポート・エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポート・エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート・エクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け		101			100	
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）						
中堅中小企業等向け及び個人向け	19	6		17	5	
自己居住用不動産等向け		531			497	
賃貸用不動産向け						
事業用不動産関連向け						
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）						
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞						
証券化						
中央清算機関関連						
上記以外						
合計	19	638	0	17	602	0

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆マーケット・リスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手順の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○ オペレーショナル・リスク管理規程等

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

○ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

○ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

◆出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
 - ② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
 - ③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。
- なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	0	0	0	0
非 上 場	6,690	6,690	6,690	6,690
合 計	6,690	6,690	6,690	6,690

◇出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	0	0	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（其他有価証券の評価損益等）

（単位：百万円）

	令和6年度		令和7年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	0	0	0	0
非 上 場	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

	令和6年度		令和7年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	0	0	0	0
非 上 場	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	0	0
マンドート方式を適用するエクスポージャー	0	0
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	0	0
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	0	0
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	0	0

◆金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、短期金利と長期金利の差の増大によるものです。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
- ◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理として $V a R$ で計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる
 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	47	59
2	下方パラレルシフト	132	0	7	8
3	スティープ化	132	236		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	196	255		
7	最大値	196	255	47	59
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,995		6,791	

VII. 直近 2 事業年度における事業の実績

1. 信用事業

◆貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度		増 減
流 動 性 貯 金	82,266	(53.9)	83,314	(56.8)	1,048
定 期 性 貯 金	70,254	(46.1)	63,212	(43.2)	△ 7,042
そ の 他 の 貯 金	54	(0.0)	62	(0.0)	8
小 計	152,575	(100.0)	146,589	(100.0)	△ 5,986
譲 渡 性 貯 金	0	(0.0)	0	(0.0)	0
合 計	152,575	(100.0)	146,589	(100.0)	△ 5,986

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. () 内は構成比です

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度		増 減
定 期 貯 金	62,146	(98.0)	60,413	(98.1)	△ 1,733
うち固定自由金利定期	62,138	(99.9)	60,405	(99.9)	△ 1,733
うち変動自由金利定期	7	(0.1)	7	(0.1)	0
定 期 積 金	1,234	(2.0)	1,078	(1.9)	△ 155

- (注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
3. () 内は構成比です。

◆ 貸出金に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手 形 貸 付	66	38	△ 28
証 書 貸 付	13,653	15,751	2,098
当 座 貸 越	250	223	△ 27
割 引 手 形	0	0	0
金 融 機 関 貸 付	0	0	0
合 計	13,969	16,012	2,043

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
固 定 金 利 貸 出	10,557	(60.2)	10,862	(62.0)	304
変 動 金 利 貸 出	4,209	(24.0)	6,446	(36.8)	2,236
そ の 他	246	(1.5)	217	(1.3)	△ 29
合 計	15,012	(100.0)	17,525	(100.0)	2,513

(注) () 内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	176	167	△ 8
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	0	0	0
そ の 他 担 保 物	14	12	△ 1
小 計	190	179	△ 11
農業信用基金協会保証	9,421	9,739	318
そ の 他 保 証	3,874	5,640	1,766
小 計	13,295	15,379	2,084
信 用	1,527	1,967	439
合 計	15,012	17,525	2,513

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	0	0	0
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	0	0	0
そ の 他 担 保 物	0	0	0
小 計	0	0	0
信 用	0	0	0
合 計	0	0	0

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金	12,869 (85.4)	15,165 (86.5)	2,296
運 転 資 金	2,143 (14.6)	2,360 (13.5)	217
合 計	15,012 (100.0)	17,525 (100.0)	2,513

(注) () 内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 林 業	378 (0.9)	432 (2.5)	54
水 産 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
製 造 業	2,023 (0.0)	2,567 (14.6)	544
建 設 業	463 (0.0)	486 (2.8)	23
電気・ガス・熱供給・水道業	36 (0.0)	44 (0.3)	8
運 輸 ・ 通 信 業	382 (0.0)	598 (3.4)	216
卸売・小売・飲食業	120 (0.0)	113 (0.6)	△ 7
金 融 ・ 保 険 業	199 (0.0)	258 (1.5)	59
サ ー ビ ス 業	1,644 (0.2)	1,878 (10.7)	234
地 方 公 共 団 体	1,385 (3.8)	1,845 (10.5)	460
そ の 他	8,382 (95.1)	9,304 (53.1)	922
合 計	15,012 (100.0)	17,525 (100.0)	2,513

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア) 営農類型別

(単位：百万円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
農 業	949	912	△ 37
穀 作	138	139	1
野 菜 ・ 園 芸	15	16	1
果 樹 ・ 樹 園 農 業	4	4	0
工 芸 作 物	0	0	0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	1	1	0
養 鶏 ・ 養 卵	0	0	0
養 蚕	0	0	0
そ の 他 農 業	791	752	△ 39
農 業 関 連 団 体 等	0	0	0
合 計	949	912	△ 37

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農林業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）の子会社等が含まれています。

(イ) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	912	877	△ 35
農 業 制 度 資 金	37	35	△ 2
農業近代化資金	35	34	△ 1
その他制度資金	2	1	△ 1
合 計	949	912	△ 37

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパー S 資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
そ の 他	0	0	0
合 計	0	0	0

- (注) 1. 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円、%)

債権区分		債権額	保全額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	06年度	4	2	0	2	4
	07年度	3	1	0	2	3
危険債権	06年度	33	0	33	0	33
	07年度	52	12	33	7	52
要管理債権	06年度	3	2	1	0	3
	07年度	4	3	1	0	4
三月以上延滞債権	06年度	3	2	1	0	3
	07年度	4	3	1	0	4
貸出条件緩和債権	06年度	0	0	0	0	0
	07年度	0	0	0	0	0
小 計	06年度	40	4	34	2	40
	07年度	59	16	34	9	59
正常債権	06年度	14,972				
	07年度	17,466				
合 計	06年度	15,012				
	07年度	17,525				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期中 増加高	期中減少高		期末 残高	期首 残高	期中 増加高	期中減少高		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒 引当金	0	0		0	0	0	3		0	3
個別貸倒 引当金	4	2	0	4	2	2	8	0	2	8
合計	4	2	0	4	2	2	11	0	2	11

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貸出金償却額	0	0	0

(注) 上記の貸出金償却額は売却損を含んでいます。

◆為替

①内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	50,609	235,320	46,580	220,707
	金 額	27,143	38,797	19,793	39,472
代金取立為替	件 数	2	0	1	0
	金 額	1	0	8	0
雑為替	件 数	1,075	153	1,020	144
	金 額	773	48	581	26
合 計	件 数	51,686	235,473	47,601	220,851
	金 額	27,917	38,845	20,382	39,499

◆有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	1,376	1,898	522
地 方 債	2,142	2,311	169
政 府 保 証 債	0	0	0
金 融 債	0	0	0
短 期 社 債	0	0	0
社 債	511	500	△ 11
株 式	0	0	0
受 益 証 券	0	0	0
合 計	4,029	4,708	679

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円、%)

		1年以下	1年超3 年以下	3年超5 年以下	5年超7 年以下	7年超10 年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和 6 年 度	国債	0	0	100	314	705	631	0	1,750
	地方債	201	202	300	206	303	712	0	1,924
	政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
	社債	0	100	0	0	0	256	0	356
	株式	0	0	0	0	0	0	0	0
	受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
	投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 7 年 度	国債	0	0	100	301	689	557	0	1,647
	地方債	200	99	796	0	569	404	0	2,069
	政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
	社債	0	100	0	0	0	198	0	297
	株式	0	0	0	0	0	0	0	0
	受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
	投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0

◆有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	0	0	0	0

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

種類		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式	0	0	0	0	0	0
	債 券	0	0	0	0	0	0
	国 債	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社 債	0	0	0	0	0	0
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株 式	0	0	0	0	0	0
	債 券	899	868	△ 31	1,399	1,289	△ 110
	国 債	799	773	△ 26	799	709	△ 90
	地方債	100	95	△ 5	600	580	△ 20
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社 債	0	0	0	0	0	0
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
	小 計	899	868	△ 31	1,399	1,289	△ 110
合 計		899	868	△ 31	1,399	1,289	△ 110

[その他有価証券]

(単位：百万円)

種類		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式	0	0	0	0	0	0
	債 券	1,533	1,533	0	502	502	0
	国 債	619	619	0	301	301	0
	地方債	813	813	0	200	200	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社 債	101	101	0	0	0	0
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
	小 計	1,533	1,533	0	502	502	0
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株 式	0	0	0	0	0	0
	債 券	1,597	1,597	0	2,112	2,112	0
	国 債	331	331	0	547	547	0
	地方債	1,011	1,011	0	1,268	1,268	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社 債	255	255	0	297	297	0
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
	小 計	1,597	1,597	0	2,112	2,112	0
合 計		3,130	3,130	0	2,614	2,614	0

②金銭の信託の時価情報等

[運用目的の金銭の信託]

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	0	0	0	0

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています

[その他の金銭の信託]

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③デリバティブ取引等（金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

該当する取引はありません。

2. 共済事業

①長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
生命総合共済	終 身 共 済	14,793	124,094	14,379	116,530
	定 期 生 命 共 済	46	543	49	526
	養 老 生 命 共 済	4,582	24,043	4,195	21,213
	うちこども共済	3,375	12,820	3,125	11,184
	医 療 共 済	10,516	1,289	10,276	1,193
	が ん 共 済	2,177	651	2,249	603
	定 期 医 療 共 済	558	735	513	669
	介 護 共 済	456	890	467	966
	認 知 症 共 済	126		117	
	生 活 障 害 共 済	51		50	
	特定重度疾患共済	354		317	
	年 金 共 済	5,672	35	5,410	35
	建物更生共済	21,281	231,957	20,687	225,594
合 計		60,612	384,237	58,709	367,329

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

②医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
医 療 共 済		10,516	47	10,276	43
が ん 共 済		2,177	15	2,249	14
定 期 医 療 共 済		558	3	513	3
合 計		13,251	65	13,038	59

(注) 金額は入院共済金額を表示しています。

③介護系その他の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	456	1,691	467	1,748
認 知 症 共 済	126	563	117	499
生活障害共済（一時金型）	20	133	21	136
生活障害共済（定期年金型）	31	37	29	34
特 定 重 度 疾 病 共 済	354	1,030	317	862

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	3,908	2,321	3,650	2,129
年 金 開 始 後	1,764	720	1,760	732
合 計	5,672	3,041	5,410	2,861

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

⑤短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	1,355	15,154	15	1,366	15,390	15
自 動 車 共 済	18,233		782	18,211		811
傷 害 共 済	24,032	72,317	86	26,621	80,280	85
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任 共 済	473		1	478		1
自 賠 責 共 済	11,044		186	11,782		199
合 計	55,137	87,471	1,070	58,458	95,670	1,112

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています

3. 農業・生活関連事業

(1) 購買事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		取扱高	粗収益（手数料）	取扱高	粗収益（手数料）
生産資材	肥 料	597	70	624	69
	農 薬	476	81	500	75
	飼 料	4	1	4	1
	農 業 機 械	457	56	483	64
	自 動 車	0	0	0	0
	燃 料	1,167	176	998	133
	そ の 他	341	72	373	77
計		3,042	456	2,982	418
生活資材	食 品	144	28	540	117
	衣 料 品	6	1	6	1
	耐 久 消 費 財	0	0	1	0
	日 用 保 健 雑 貨	0	0	7	1
	家 庭 燃 料	270	104	257	108
	そ の 他	27	3	△ 481	△ 104
計		447	136	331	123
合 計		3,489	592	3,313	541

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：百万円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		取扱高	手数料	取扱高	手数料
米		1,612	41	2,549	71
麦		403	34	205	17
豆 ・ 雑 穀		232	16	189	12
野 菜		465	7	502	8
果 実		130	2	160	3
花 き ・ 花 木		28	1	24	0
茶		1	0	0	0
直 売 所 ・ インショップ等		1,732	244	2,005	247
合 計		4,603	345	5,635	359

②買取販売品

(単位：百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
直売所・インショップ等	661	132	753	173
合 計	661	132	753	173

(3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和7年度
収 益	保 管 料	10	9
	検 査 手 数 料	-	-
	そ の 他	6	5
合 計		16	14
費 用	保 管 材 料 費	0	0
	保 管 労 務 費	0	0
	そ の 他	4	4
合 計		4	4

Ⅷ. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.06	△ 0.36	△ 0.41
資本経常利益率	1.30	△ 7.73	△ 9.03
総資産当期純利益率	△ 0.02	△ 0.39	△ 0.38
資本当期純利益率	△ 0.41	△ 8.52	△ 8.11

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

項 目		令和6年度	令和7年度	増 減
貯貸率	期 末	10.34	12.14	1.80
	期 中 平 均	9.15	10.92	1.77
貯証率	期 末	2.78	2.78	0.00
	期 中 平 均	2.66	3.24	0.58

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 担当職員一人当たり取扱高

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和7年度
信用事業	貯 金 残 高	1,969	2,086
	貸 出 金 残 高	204	253
共済事業	長 期 共 済 保 有 高	6,351	6,072
経済事業	購 買 品 供 給 高	37	36
	販 売 品 販 売 高	107	128

4. 一店舗当たり取扱高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
貯 金 残 高	14,515	14,435
貸 出 金 残 高	1,501	1,753
長 期 共 済 保 有 高	38,424	36,733

IX. 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	61	12

(注) 1. 対象役員は、理事28名、監事5名です。

2. 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員 6 人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金は、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金総額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の退職慰労金については理事会において決定し、監事各人別の退職慰労金については監事の協議によって定めています。この場合の役員各人別の退職慰労金については、役員退職慰労金支給算定基準及び役員退職慰労引当規程に基づき、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定した金額を勘案して決定しています。役員退職慰労金支給算定基準については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員 6 人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当 J A の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当 J A の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和 7 年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

- (注)
1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
 2. 「同等額」は、令和 7 年度に J A の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

3. その他

当 J A の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

